

南信州広域連合
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和7年6月

南 信 州 広 域 連 合

目次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨と目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画期間	2
第4節 計画の範囲	2
第5節 計画の進行管理	2
第6節 広域的取組の推進	2
1 長野県の計画	2
2 広域化の状況	2
第2章 地域の概要	3
第1節 地域特性	3
1 人口	3
2 産業	5
第2節 構成市町村の関連計画	7
第3章 ごみ処理の現況及び課題	12
第1節 ごみ処理フロー	12
第2節 ごみ処理体制	13
1 生活系ごみの分別区分	13
2 事業系ごみの処理体制	14
3 収集・運搬	14
4 ごみ処理手数料	19
5 処理施設の状況	21
第3節 ごみ排出量の実績	22
1 圏域全体	22
2 構成市町村	24
第4節 ごみ処理量・処分量の実績	27
第5節 資源化量の実績	28
1 資源化量の推移	28
2 住民団体による資源回収	30
3 生ごみ処理機等の購入補助	31
第6節 ごみの組成	33
第7節 ごみ処理に係る経費	34
第8節 計画目標の達成状況の評価	35
第9節 ごみ処理行政の動向	36
1 主な法律の制定	36
2 国の動き	36
3 長野県の動き	37

第10節 課題の抽出.....	38
第4章 ごみ処理基本計画.....	39
第1節 ごみ排出量の見込み.....	39
1 将来人口.....	39
2 現状推移による予測.....	40
3 ごみ排出量・処理量の見込み（現状推移）.....	40
4 ごみ処理の基本方針.....	43
5 数値目標の設定.....	44
6 ごみ排出量・処理量の見込み（目標達成）.....	45
7 現状推移と目標達成ケースとの比較.....	48
第2節 ごみの発生・排出抑制施策の展開.....	49
第3節 分別収集するごみの種類及び分別の区分.....	51
第4節 ごみの適正処理に関する基本的事項.....	51
1 収集・運搬計画.....	51
2 中間処理計画.....	51
3 最終処分計画.....	51
第5節 その他の施策.....	52
1 広報啓発活動.....	52
2 不法投棄対策.....	55
3 災害廃棄物対策.....	56

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨と目的

南信州広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、南信州広域連合（以下「本連合」という。）が稲葉クリーンセンターで行う可燃ごみ処理を適切に管理し、将来のごみ処理量の見通しを立て、施設の安定的な運用を図るために策定するものである。また、本連合だけでなく、一般廃棄物の処理責任を担う市町村の適正なごみ処理を確保するための指針として機能し、広域的な連携を通じて圏域全体のごみ処理を効果的に進めることを目的としている。

前計画（平成20年度～）の終了前後には「食品ロス削減推進法」や「プラスチック資源循環促進法」などの関連法の制定・改正があった。これに伴う社会情勢や市町村の動向等を見極め、十分に反映させた次期計画を策定する必要性が生じた。本計画は、必要な検討を経て、圏域全体のごみ処理に係る新たな指針として策定されたものである。計画策定にあたり、ごみの排出量を推計し、長期的なごみ処理の効率化と減量化に向けた具体的な目標を設定している。

※南信州広域連合は飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村の14市町村で構成されるが、このうち根羽村はごみの収集処理に関する事務を北設広域事務組合で共同処理している。このため、特に断りのない場合、「南信州広域連合」、「本連合」は根羽村を除く13市町村を指すものとし、その地理的な範囲を「圏域」と記載する。

第2節 計画の位置付け

本計画は施設の安定稼働と将来的な対応を計画的に行うための重要な基盤となるものであり、構成市町村の廃棄物処理計画を統合して、圏域全体におけるごみ処理の戦略を示すものである。

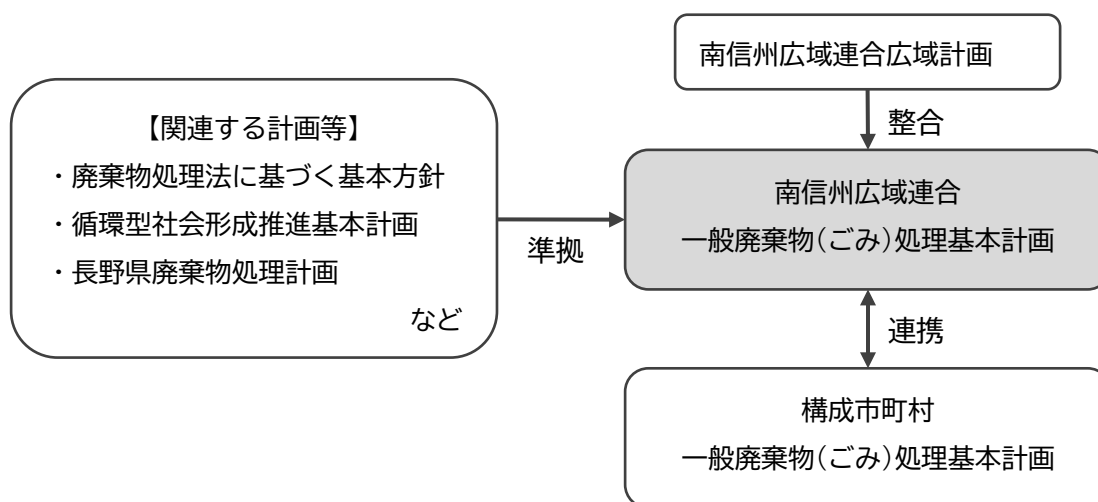


図 1-2-1 計画の位置付け

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、令和7年度から令和21年度までの15年間とし、計画の目標年度は令和21年度とする。なお、計画の前提となる諸条件に変動があった場合には随時見直しを行うものとする。

第4節 計画の範囲

本計画の対象範囲は一般廃棄物（し尿を除く）とし、産業廃棄物は対象外とします。

第5節 計画の進行管理

計画の進行管理は、PDCAサイクルの考え方に基づき、継続的に点検、見直し、評価を行うものとする。目標指標や具体策の進捗状況については、毎年「市町村ごみ処理担当者会議」で確認する。

第6節 広域的取組の推進

1 長野県の計画

ごみ処理体制を適切に維持していくため、長野県は令和3年4月に計画期間を令和12年度までとする「ごみ処理広域化・集約化計画」（長野県廃棄物処理計画（第5期）に含まれている。）を策定し、広域化・集約化を図っている。

この計画では、旧計画から南信州地域のブロック区割りの目標値が変更となっているが、南信州地域は焼却施設について、すでに目標とする広域化・集約化が図られている。

今後、施設の集約化を伴わないごみ処理の広域化について、検討することを課題としてあげている（例えば、処理困難物等の広域的な処理体制の構築）。

表 1-4-1 広域化ブロック区割り（焼却施設数）

ブロック名	広域化ブロックに含まれる市町村名 （市町村合併等があった場合、合併後の市町村名）	旧広域化計画		現広域化計画	
		平成 10年度	令和 元年度	令和 3年度	令和 12年度
南信州地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、 阿智村、平谷村、根羽村 ^注 、下條村、 売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、 豊丘村、大鹿村	3	1	1	1

注）根羽村は愛知県の自治体と一部事務組合を設立し、共同処理を行っている。

2 広域化の状況

南信州広域連合は、稲葉クリーンセンターを整備し、圏域13市町村の可燃ごみの焼却処理を行っている。一方で、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみなど可燃ごみ以外のごみは、各市町村がそれぞれ適正に処理・再利用を行っている。

可燃ごみの収集運搬は、すべての自治体において委託業者が行っている。ただし、阿智村については、下伊那郡西部衛生施設組合が、阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村については、下伊那南部総合事務組合が、それぞれ収集運搬に関する事務を担っている。

第2章 地域の概要

第1節 地域特性

1 人口

人口の推移を表 2-1-1 に、圏域総人口の推移を図 2-1-1 に示す。

本圏域の人口は減少傾向にあり、令和 5 年 10 月 1 日現在、152,398 人となっている。このうち、飯田市は 96,398 人で、本圏域全体の約 63%を占めている。過去 10 年間の推移を見ると、すべての構成市町村で人口が減少している。

表 2-1-1 人口の推移

単位：人

市町村名	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
飯田市	104,950	104,246	103,624	102,744	101,819
松川町	13,777	13,672	13,567	13,409	13,274
高森町	13,490	13,022	13,242	13,191	13,153
阿南町	5,028	5,028	4,919	4,795	4,584
阿智村	6,816	6,700	6,660	6,585	6,379
平谷村	489	475	454	435	412
下條村	4,008	3,955	3,876	3,805	3,770
売木村	600	599	584	565	552
天龍村	1,434	1,401	1,401	1,359	1,299
泰阜村	1,735	1,742	1,729	1,729	1,647
喬木村	6,673	6,581	6,551	6,510	6,369
豊丘村	6,943	6,857	6,816	6,762	6,751
大鹿村	1,063	1,063	1,065	1,041	1,019
圏域合計	167,006	165,341	164,488	162,930	161,028

市町村名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
飯田市	100,791	99,701	98,588	97,480	96,398
松川町	13,171	12,991	12,870	12,781	12,693
高森町	13,034	12,967	12,925	12,906	12,774
阿南町	4,540	4,418	4,347	4,252	4,094
阿智村	6,386	6,267	6,146	6,079	6,026
平谷村	415	396	389	390	375
下條村	3,740	3,686	3,623	3,579	3,499
売木村	551	525	515	496	481
天龍村	1,215	1,299	1,299	1,143	1,097
泰阜村	1,622	1,584	1,553	1,536	1,488
喬木村	6,348	6,264	6,132	6,037	6,005
豊丘村	6,702	6,724	6,719	6,605	6,575
大鹿村	1,004	988	952	933	893
圏域合計	159,519	157,810	156,058	154,217	152,398

注) 各年 10 月 1 日現在

出典：各市町村の住民基本台帳人口

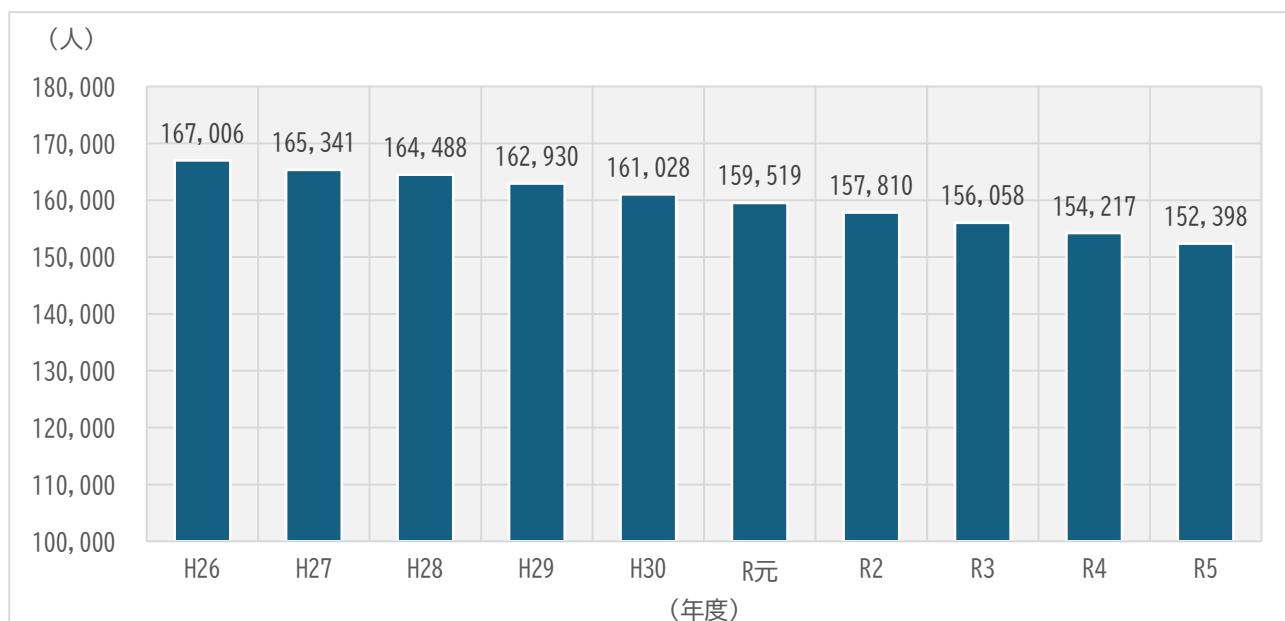
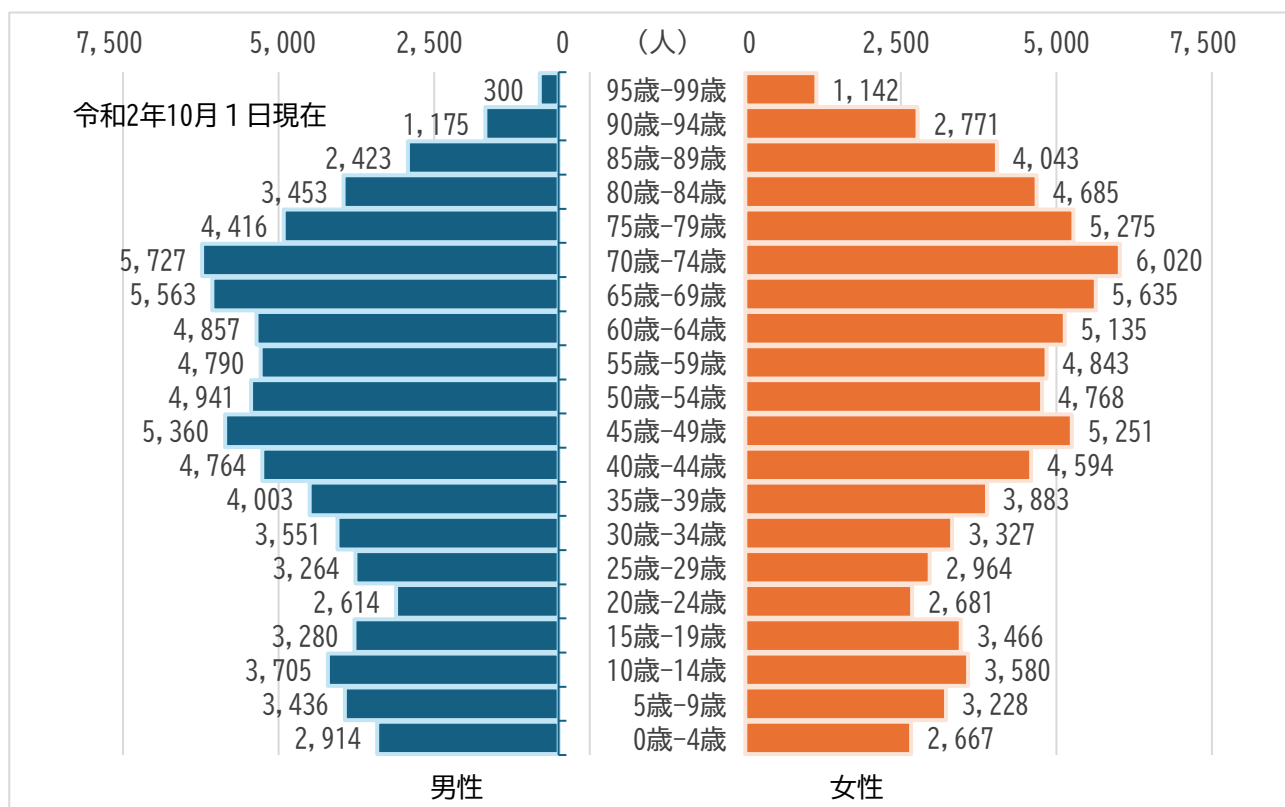


図 2-1-1 圏域総人口の推移

年齢階級別人口を図 2-1-2 に示す。

男女とも「70 歳～74 歳」の層にピークが見られる一方で、若年層はその半分程度の水準にとどまっている。人口ピラミッドの形状はつぼ型で、少子高齢化が進行していることを示している。今後、75 歳以上の高齢者層の割合がさらに増加すると見込まれる。



注) 令和 2 年 10 月 1 日現在

出典: 「令和 2 年国勢調査結果」

図 2-1-2 年齢階級別人口

2 産業

産業別従業者数及び事業所数の推移を表 2-1-2 及び図 2-1-3 に示す。

本圏域の令和 3 年度の従業者数は 55,452 人、事業者数は 7,578 事業所である。平成 28 年度と比較すると、従業者数は 20.5%減少し、事業所数は 14.3%減少している。

従業者数を業種別に見ると、「製造業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「卸売業、小売業」の順となっている。一方、事業所数では「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」が続いている。

平成 28 年度と比較すると、従業者数は「鉱業、採石業、砂利採取業」と「不動産業、物品賃貸業」を除く業種で減少している。特に減少が顕著なのは、「金融業、保険業」(61.5%減)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(60.2%減)、「運輸業、郵便業」(41.0%減)、「宿泊業、飲食サービス業」(25.4%減)である。

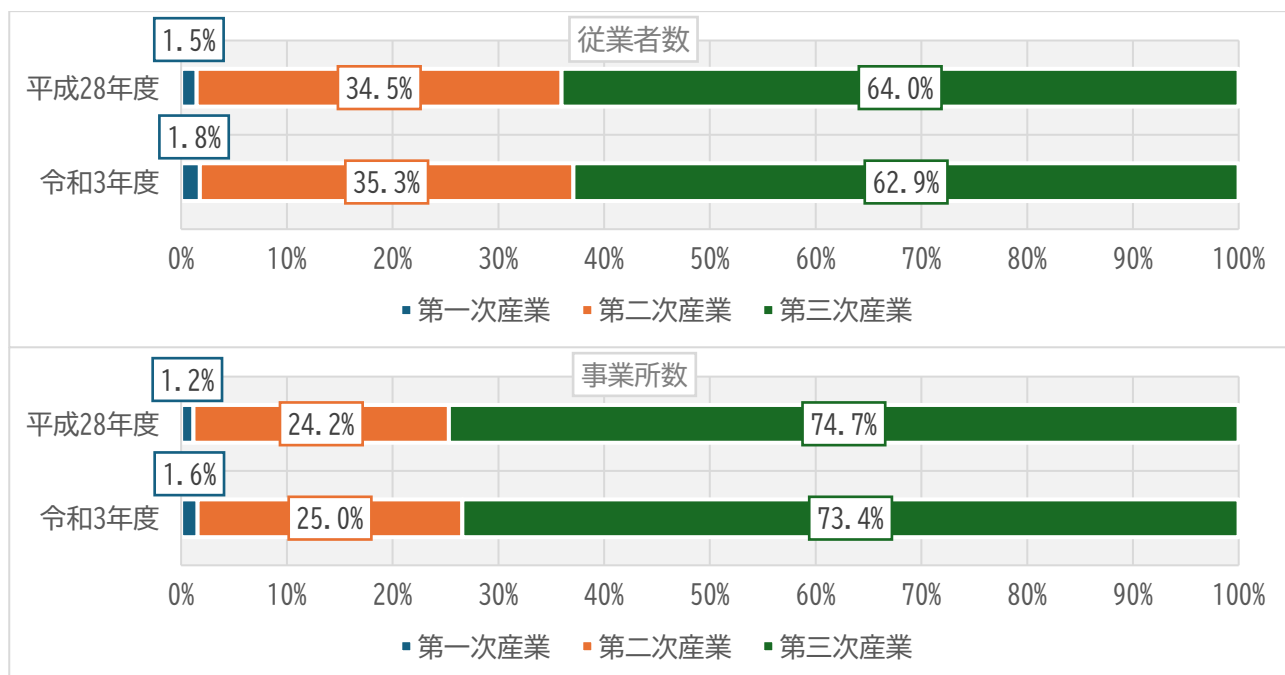
事業所数に関しては、「電気・ガス・熱供給・水道業」と「農林漁業」を除く業種で減少となっている。特に、「金融業、保険業」(50.8%減)と「運輸業、郵便業」(32.4%減)の減少が顕著である。

表 2-1-2 産業別従業者数及び事業者数の推移

産業別大分類	平成28年度		令和3年度		対平成28年度比	
	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数	事業所数
総数	69,753	8,838	55,452	7,578	▲20.5%	▲14.3%
第一次産業	1,034	104	983	118	▲4.9%	13.5%
農林漁業	1,034	104	983	118	▲4.9%	13.5%
第二次産業	24,068	2,135	19,592	1,898	▲18.6%	▲11.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	50	11	78	14	56.0%	27.3%
建設業	6,959	1,131	6,174	1,022	▲11.3%	▲9.6%
製造業	17,059	993	13,340	862	▲21.8%	▲13.2%
第三次産業	44,651	6,599	34,877	5,562	▲21.9%	▲15.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	322	19	128	37	▲60.2%	94.7%
情報通信業	309	48	264	45	▲14.6%	▲6.3%
運輸業、郵便業	2,746	142	1,619	96	▲41.0%	▲32.4%
卸売業、小売業	12,440	2,008	8,984	1,552	▲27.8%	▲22.7%
金融業、保険業	1,307	128	503	63	▲61.5%	▲50.8%
不動産業、物品賃貸業	1,355	544	1,397	515	3.1%	▲5.3%
学術研究、専門・技術サービス業	1,565	340	1,430	303	▲8.6%	▲10.9%
宿泊業、飲食サービス業	6,410	1,150	4,142	930	▲35.4%	▲19.1%
生活関連サービス業、娯楽業	3,137	747	2,574	682	▲17.9%	▲8.7%
教育、学習支援業	1,017	199	777	158	▲23.6%	▲20.6%
医療、福祉	9,677	649	9,098	647	▲6.0%	▲0.3%
複合サービス事業	841	85	815	68	▲3.1%	▲20.0%
サービス業(他に分類されないもの)	3,525	540	3,146	466	▲10.8%	▲13.7%

出典 1：「平成 28 年経済センサス - 活動調査結果」(総務省・経済産業省)

出典 2：「令和 3 年経済センサス - 活動調査結果」(総務省・経済産業省)



出典 1：「平成 28 年経済センサス - 活動調査結果」（総務省・経済産業省）

出典 2：「令和 3 年経済センサス - 活動調査結果」（総務省・経済産業省）

図 2-1-3 産業別従業者数及び事業者数の推移

第2節 構成市町村の関連計画

構成市町村の将来構想・計画の中で、ごみ処理に関連する事項を以下に示す。

21' いいだ環境プラン第6次改訂版
計画期間：令和7年度～令和11年度 <主な施策の内容> ○3Rに取り組み循環型社会を築こう ・ごみの発生抑制（リデュース）の推進 ・ごみの分別の徹底 ・再使用（リユース）と再資源化（リサイクル）の推進 ・新たなリサイクルの研究 ・廃棄物処理施設の適正管理 ・災害時の廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けた体制の構築 【目標値】 ・市民一人あたりが1日に排出するごみの量(家庭系一般廃棄物)：500.6g（令和10年度） ・家庭から排出されるごみのリサイクル率：28.4%
第5次松川町総合計画【改訂版】令和2年度～令和5年度
計画期間：令和2年度～令和5年度 <主な施策の内容> ○災害に強い地域づくり ・災害時の廃棄物処理計画の策定と推進 ○自然環境・景観の保全と適正な土地利用の推進 ・不法投棄の撲滅、ごみゼロ運動 ・燃やすごみの共同処理、計画的なごみ収集 【目標値】 ・不法投棄処理件数：32件（令和5年度） ・燃やすごみの排出量：1,479t（令和5年度）
第5次松川町環境基本計画 令和7年度～令和10年度
計画期間：令和7年度～令和10年度 <主な施策の内容> ○循環型社会の形成 ・計画的なごみの収集 ・3R運動の推進 ・不法投棄の撲滅

【目標値】

- ・燃やすごみ排出量：1,533t（令和10年度）
- ・町民1人1日あたりごみ排出量：462g（令和10年度）
- ・家庭用生ごみ処理機購入補助件数（累計）：1,056件（令和10年度）
- ・不法投棄処理件数：24件（令和10年度）

高森町第7次振興総合計画

計画期間：令和2年度～令和11年度

＜主な施策の内容＞

○持続可能な環境の実現

【目標値】

- ・町民1人1日あたりのごみ排出量：399g/人・日（令和11年度）
- ・ごみアプリ「さんあ～る」の登録者数：1,450（令和11年度）

第3次高森町環境基本計画

計画期間：令和4年度～令和11年度

＜主な施策の内容＞

○循環型社会の構築と環境負荷の低減

- ・ごみの減量
- ・資源循環の推進
- ・ごみの適正処理
- ・安全・安心な生活環境の維持

【目標値】

- ・1人1日あたりごみの排出量：399g（令和11年度）
- ・生ごみ処理器等導入台数累計：3,200台（令和11年度）
- ・リサイクル率：40%（令和11年度）
- ・ごみ分別アプリ「さんあ～る」の登録者数：1,900人（令和11年度）
- ・不法投棄件数：年10件以内

第6次阿南町総合計画

計画期間：令和2年度～令和11年度

＜主な施策の内容＞

○環境・防災・安全（自然）

- ・分別の周知
- ・移住者や外国の方への情報提供
- ・教育機関との連携
- ・不法投棄への対策

- ・資源の有効活用

【目標値】

- ・燃やすごみの収集量：384t/年（令和 6 年度）

阿智村第 6 次総合計画（後期基本計画）

計画期間：平成 30 年度～令和 9 年度

<主な施策の内容>

○美しい景観の保全と創出

- ・廃棄物の適正処理を推進します
- ・不法投棄対策を行います

【目標値】

- ・一般廃棄物収集処理量：1,645t（令和 9 年度）

平谷村総合計画

計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度

<主な施策の内容>

○生活環境整備計画（ごみ処理）

- ・ごみ処理体制の充実
- ・不燃ごみの最終処分場を閉鎖し、民間業者への委託を検討
- ・不燃ごみ袋の単価の見直しを検討
- ・不燃ごみの減量化と資源ゴミのリサイクルを推進

第 6 次下條村総合計画基本計画

計画期間：令和 2 年度～令和 11 年度

<主な施策の内容>

○ごみの減量化・再資源化の推進

- ・分別収集の推進
- ・ごみの発生・排出抑制意識の高揚
- ・減量化・再資源化の推進

○環境美化の推進

○産業廃棄物の適正な処理と周知

○循環型社会の推進

第 6 次天龍村総合計画

計画期間：令和 3 年度～令和 12 年度

<主な施策の内容>

○自然環境を保全し 未来へつなぐむらづくり

- ・ごみの減量化とリサイクルの推進
- ・不法投棄の根絶
- ・環境の保全・美化活動

泰阜村総合計画 ひと・地域が輝くむらへ

計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度

<主な施策の内容>

○快適な生活を営み輝くむらへ

- ・廃棄物対策（リサイクル処理の推進、適切な不燃物処理方法の研究）

第 5 次喬木村総合計画後期基本計画

計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度

<主な施策の内容>

○循環型社会の形成

- ・ごみの減量化
- ・災害廃棄物対策
- ・ごみ処理対策の広域化

【目標値】

- ・燃えるごみの排出量：680t（令和 7 年度）
- ・資源プラの排出量：48t（令和 7 年度）
- ・生ごみ処理機補助件数：10 件（令和 7 年度）
- ・不法投棄件数：1 件（令和 7 年度）

第 6 次豊丘村総合振興計画

計画期間：令和 5 年度～令和 14 年度

<主な施策の内容>

○資源循環型社会・地球温暖化防止対策の推進

- ・ごみ減量・リサイクルの推進

【目標値】

- ・家庭系ごみ年間排出量：1,021t（令和 9 年度）、1,011t（令和 14 年度）

第 2 次豊丘村環境基本計画

計画期間：令和 5 年度～令和 9 年度

<主な施策の内容>

○ごみの減量・リサイクルの推進

- ・ごみの発生抑制、再使用、再資源化（3R）の取り組みを推進します
- ・使い捨てプラスチックが引き起こす環境問題に関する意識啓発に取り組めます

- ・広報誌や地域組織などとの連携により、ごみ処理に対する意識の醸成を図ります
- ・事業系可燃ごみの減量化、資源化に向けて、事業者へのチラシ配布や展開調査等の啓発を促進します
- ・ごみ出し困難者への支援を継続します
- ・住民の居住環境を維持するため、村内一般廃棄物最終分場の監視を継続して実施します

【目標値】

- ・家庭系ごみ年間排出量：1,011t（令和 9 年度）
- ・家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量：412g（令和 9 年度）

大鹿村第五次総合振興計画

計画期間：令和 4 年度～令和 13 年度

<主な施策の内容>

○循環型社会の推進

- ・廃棄物の減量と再資源化の推進
- ・不法投棄の防止

【目標値】

- ・不法投棄防止に向けた環境パトロールの実施回数：10 回/年（令和 8 年度）

第3章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理フロー

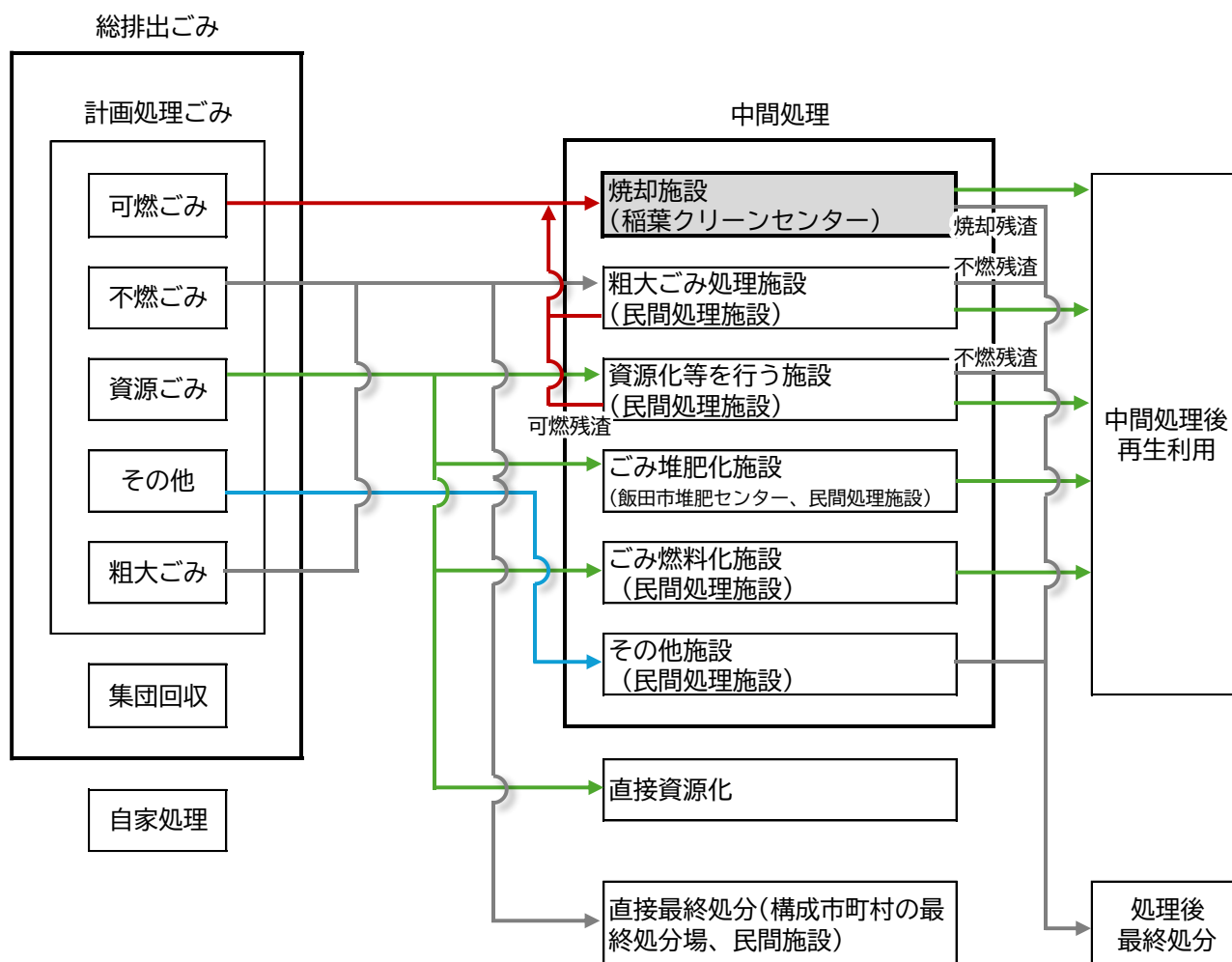
構成市町村のごみ処理フローを図3-1-1に示す。

可燃ごみは、稲葉クリーンセンターで焼却処理を行っている。発生した焼却残渣は、飯田市と大鹿村では委託先の民間処理施設でスラグとして再資源化し、それ以外の市町村では民間委託により、各市町村の搬入量に応じて本連合が契約している最終処分場へ搬入している。

不燃ごみ及び粗大ごみについては、民間委託による処理、または各市町村の最終処分場で埋立処分が実施されている。

資源ごみは、直接資源化されるか、ストックヤード等で一時保管後、民間の処理施設で資源化されている。

さらに、飯田市では、生ごみについて飯田市堆肥センターで堆肥化を実施している。以前は市内の一部地域における家庭の生ごみを処理していたが、現在は民間企業による持ち込みのみを処理対象としている。



注1) 灰色の網掛けした施設は、本連合の所管する施設。

注2) 構成市町村により分別区分の名称が異なるため、ごみの分別区分に関しては、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」で使用する名称を使用している。

図3-1-1 ごみ処理フロー

第2節 ごみ処理体制

1 生活系ごみの分別区分

表 3-2-1 に構成市町村の分別区分を示す。

生活系ごみは、燃やすごみ、不燃ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみなどに分別され、資源物は、さらに品目ごとに細かく分別されている。ごみの分別排出の区分は、適切な処理・リサイクルを実施できるよう、市町村がそれぞれ設定している。稲葉クリーンセンターで共同処理している燃やすごみについては、すべての市町村で共通の区分、共通のルールとしているが、それ以外のごみについては、市町村がそれぞれ定めている。

「プラスチック資源循環促進法」の施行を受け、構成市町村では、令和 5 年度に飯田市が先行して製品プラスチックの収集を開始した。令和 6 年 4 月 1 日現在、10 市町村が製品プラスチックを収集している。

表 3-2-1 構成市町村におけるごみの分別区分

市町村名	分別区分
飯田市	「燃やすごみ」「埋立ごみ」「資源（紙）」「資源（金属）」「ガラスびん」「ペットボトル」「資源（プラスチック）（プラスチック製品、プラスチック製容器包装）」「特定ごみ」
松川町	「燃やすごみ」「埋立ごみ」「古新聞」「ダンボール」「古雑誌」「紙製容器包装」「金物類」「ガラスビン」「ペットボトル」「プラスチック資源（プラスチック製容器包装、プラスチック製品）」「古衣料」「小型家電」「有害ごみ」「粗大ごみ」
高森町	「燃やすごみ」「埋立ごみ」「新聞・チラシ、ダンボール、本・雑誌・雑誌類」「紙製容器包装」「アルミ缶」「スチール缶」「ガラスビン」「金物類」「ペットボトル」「プラスチック資源（容器包装プラスチック製品、プラスチック製品、発泡スチロール）」「古着・古布」「小型家電」「有害ごみ」「粗大ごみ」
阿南町	「燃やすごみ」「不燃ごみ」「アルミ缶」「スチール缶」「無色びん」「茶色びん」「その他びん」「ペットボトル」「プラスチックごみ」「有害ごみ」「焼却灰」
阿智村	「燃やすごみ」「埋立ごみ（ガラス等不燃ごみ）」「雑誌・新聞紙」「ダンボール」「紙製容器包装」「アルミ缶」「スチール缶」「金物類」「ビン類」「ペットボトル」「プラスチック資源（プラスチック容器包装、その他のプラ製品）」「小型家電」「乾電池」「蛍光管」「焼却灰」「粗大ごみ」
平谷村	「可燃ごみ」「不燃ごみ」「紙製容器包装・雑誌」「段ボール」「空き缶（アルミ・スチール）」「空きびん（飲料用・食品用）」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」「電池等の有害ごみ」「粗大ごみ」
下條村	「燃やすごみ」「埋立ごみ」「古紙類」「缶・びん・金物類」「PET ボトル・プラスチック容器」「小型家電」「特定ごみ」「粗大ごみ」
売木村	「燃やすごみ」「新聞紙」「雑誌・本」「チラシ」「ダンボール」「その他の紙製容器包装」「空き缶」「空き瓶」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」「プラスチック製品」「有害ごみ」「粗大ごみ」
天龍村	「燃やすごみ」「その他不燃ごみ」「紙類」「金属類」「缶類」「びん類」「ペットボトル」「その他プラスチック類」「有害ごみ」「粗大ごみ」
泰阜村	「燃やすごみ」「埋立ごみ」「紙類」「金属くず」「缶類」「ビン類」「ペットボトル」「プラスチック資源」「不燃性粗大ごみ」
喬木村	「燃やすごみ」「埋立ごみ」「新聞・雑誌・段ボール」「紙空箱・包み紙」「缶・鉄・金属類」「びん（3色）」「ペットボトル」「プラスチック資源類」「廃食油」「小型家電」「有害ごみ」「粗大ごみ」
豊丘村	「燃やすごみ」「埋立ごみ」「古紙（新聞・雑紙）」「ダンボール」「紙製容器包装」「アルミ缶」「金物類」「びん類」「ペットボトル」「プラ資源（プラスチック製品、容器包装プラスチックビニール）」「古着・古布」「廃食油（食用油）」「廃家電」「有害ごみ」「粗大ごみ（有料家電・布団類）」
大鹿村	「燃やすごみ」「埋立ごみ」「古紙」「紙製容器包装」「鉄類」「缶類」「びん類」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」「使用済み小型家電」「有害ごみ」「粗大ごみ」

2 事業系ごみの処理体制

事業系ごみは、原則として事業者が自らの責任で処理業者に委託して処理している。ただし、事業者が直接、または収集運搬許可業者に委託して稲葉クリーンセンターに直接搬入する燃やすごみ（事業系一般廃棄物）は、同センターにおいて焼却処理している。

なお、事業所で発生するプラスチック類は産業廃棄物であるため、本連合及び構成市町村では処理を行っていない（稲葉クリーンセンターへの持ち込みはできない。）。

3 収集・運搬

ごみの収集・運搬の概要を表 3-2-2～表 3-2-6 に示す。

生活系ごみの収集・運搬については、民間業者への委託や組合（下伊那南部総合事務組合または下伊那郡西部衛生施設組合）への移譲が行われている。一部の地域では行政が直営で対応しており、戸別収集を実施している場合もある。ごみは各家庭からステーションに排出され、その後収集される。また、住民による施設への直接搬入も行われている。資源物については、通常の収集に加え、集団回収も実施されている。

なお、燃やすごみについては、家庭系、事業系ともに排出者が稲葉クリーンセンターに搬入することができる。また、最終処分場を保有する市町村においては、排出者が不燃ごみ等を最終処分場に搬入することができる。

表 3-2-2 ごみ収集・運搬の概要（1）

市町村名	区分	収集方法	搬入先
飯田市	燃やすごみ	市が運搬業者に委託	稲葉クリーンセンター
	埋立ごみ	市が運搬業者に委託	飯田市最終処分場
	資源（紙）	市が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	資源（金属）	市が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ガラスびん	市が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、（公財）日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	ペットボトル	市が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、（公財）日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	資源（プラスチック）	市が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、（公財）日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	特定ごみ（乾電池、鏡、水銀体温計）	市が運搬業者に委託	飯田市最終処分場内で選別・保管後、再資源化工場
	特定ごみ（ライター）	市が運搬業者に委託	飯田市最終処分場（ガス点検後、埋立処分）

表 3-2-3 ごみ収集・運搬の概要（2）

市町村名	区分	収集方法	搬入先
松川町	燃やすごみ	町が運搬業者に委託	稲葉クリーンセンター
	埋立ごみ	町が運搬業者に委託	松川町生田一般廃棄物最終処分場
	古新聞	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ダンボール	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	古雑誌	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	紙製容器包装	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	金物類	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ガラスビン	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ペットボトル	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	プラスチック資源	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	古衣料	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再利用
	小型家電	町が運搬業者に委託	認定事業者による処理後、再資源化工場
	有害ごみ	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、金属・ガラスは再資源化工場、残渣は埋立処分
	粗大ごみ	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
高森町	燃やすごみ	町が運搬業者に委託	稲葉クリーンセンター
	埋立ごみ	町が運搬業者に委託	高森町山吹垣外一般廃棄物埋立処分場
	新聞・チラシ、ダンボール、本・雑誌・雑誌類	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	紙製容器包装	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	アルミ缶	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	スチール缶	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	金物類	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ガラスビン	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ペットボトル	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	プラスチック資源	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	古着・古布	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	小型家電	町が認定事業者に委託	認定事業者による処理後、再資源化工場
	有害ごみ	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、埋立処分
	粗大ごみ	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、埋立処分
阿南町	燃やすごみ	下伊那南部総合事務組合が実施	稲葉クリーンセンター
	不燃ごみ	町が運搬業者に委託	阿南町不燃物処理場
	アルミ缶	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	スチール缶	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	無色びん	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	茶色びん	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	その他びん	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ペットボトル	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	プラスチックごみ	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	有害ごみ	町が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	焼却灰	町が実施	処理業者による再資源化

表 3-2-4 ごみ収集・運搬の概要（3）

市町村名	区分	収集方法	搬入先
阿智村	燃やすごみ	下伊那郡西部衛生施設組合が実施	稲葉クリーンセンター
	雑誌・新聞紙	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ダンボール	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	紙製容器包装	村が実施	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	埋立ごみ(ガラス等不燃ごみ)	村が運搬業者に委託	民間最終処分場
	アルミ缶	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	スチール缶	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	金物類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ピン類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	ペットボトル	村が実施	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	プラスチック資源	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	小型家電		認定事業者による処理後、再資源化工場
	乾電池	村が実施	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	蛍光灯	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	焼却灰	村が運搬業者に委託	民間最終処分場
	粗大ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、残渣は埋立処分
平谷村	可燃ごみ	村が運搬業者に委託	稲葉クリーンセンター
	不燃ごみ	村が運搬業者に委託	民間最終処分場
	紙製容器包装・雑誌	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	段ボール	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	空き缶(アルミ・スチール)	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	空きびん(飲料用・食品用)	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ペットボトル	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	プラスチック製容器包装	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	電池等の有害ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	粗大ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、残渣は埋立処分
下條村	燃やすごみ	下伊那南部総合事務組合が実施	稲葉クリーンセンター
	埋立ごみ	村が運搬業者に委託	下條村一般廃棄物(不燃物)最終処分場
	古紙類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	缶・びん・金物類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	PET ボトル・プラスチック容器	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	小型家電	村が運搬業者に委託	認定事業者による処理後、再資源化工場
	特定ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、埋立処分
	粗大ごみ	村が運搬業者に委託	下條村一般廃棄物(不燃物)最終処分場

表 3-2-5 ごみ収集・運搬の概要（４）

市町村名	区分	収集方法	搬入先
売木村	燃やすごみ	下伊那南部総合事務組合が実施	稲葉クリーンセンター
	新聞紙	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	雑誌・本	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	チラシ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ダンボール	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	その他の紙製 容器包装	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	空き缶	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	空き瓶	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ペットボトル	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	プラスチック 製容器包装	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リ サイクル協会を介して、再資源化工場
	プラスチック製品	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リ サイクル協会を介して、再資源化工場
	有害ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、埋立処分
	粗大ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
天龍村	燃やすごみ	下伊那南部総合事務組合が実施	稲葉クリーンセンター
	その他不燃ごみ	村が運搬業者に委託	民間最終処分場
	紙類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	金属類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	缶類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	びん類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ペットボトル	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リ サイクル協会を介して、再資源化工場
	その他プラス チック類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リ サイクル協会を介して、再資源化工場
	有害ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、埋立処分
	粗大ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、埋立処分
泰阜村	燃やすごみ	下伊那南部総合事務組合が実施	稲葉クリーンセンター
	埋立ごみ	村が運搬業者に委託	泰阜村不燃物処理場
	古新聞	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ダンボール	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	古雑誌	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	金属くず	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	缶類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ビン類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ペットボトル	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リ サイクル協会を介して、再資源化工場
	プラスチック資源	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リ サイクル協会を介して、再資源化工場
	不燃性粗大ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、埋立処分

表 3-2-6 ごみ収集・運搬の概要（５）

市町村名	区分	収集方法	搬入先
喬木村	燃やすごみ	村が運搬業者に委託	稲葉クリーンセンター
	埋立ごみ	村が運搬業者に委託	喬木村一般廃棄物最終処分場
	新聞・雑誌・段ボール	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	紙空箱・包み紙	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	缶・鉄・金属類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	びん(3色)	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ペットボトル	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	プラスチック資源類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	廃食油		せっけんづくりの会(手作り石鹸を制作)
	小型家電	村が運搬業者に委託	認定事業者による処理後、再資源化工場
	有害ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、金属・ガラスはリサイクル、残渣は埋立処分
	粗大ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、埋立処分
豊丘村	燃やすごみ	村が運搬業者に委託	稲葉クリーンセンター
	埋立ごみ	村が運搬業者に委託	豊丘村北の沢最終処分場
	古紙(新聞・雑誌)	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ダンボール	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	紙製容器包装	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	アルミ缶	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	金物類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	びん類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ペットボトル	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	プラ資源	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	古着・古布	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	廃食油(食用油)	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	廃家電	村が運搬業者に委託	認定事業者による処理後、再資源化工場
	有害ごみ	村が実施	処理業者による中間処理後、埋立処分
	粗大ごみ(有料家電・布団類)	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、金属はリサイクル、残渣は埋立処分
大鹿村	燃やすごみ	村が運搬業者に委託	稲葉クリーンセンター
	埋立ごみ	村が運搬業者に委託	大鹿村一般廃棄物最終処分場
	古紙	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	紙製容器包装	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	鉄類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	缶類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	びん類	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	ペットボトル	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	プラスチック製容器包装	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、(公財)日本容器包装リサイクル協会を介して、再資源化工場
	使用済み小型家電	村が運搬業者に委託	認定事業者による処理後、再資源化工場
	有害ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場
	粗大ごみ	村が運搬業者に委託	処理業者による中間処理後、再資源化工場

4 ごみ処理手数料

構成市町村のごみ処理手数料の設定状況を表 3-2-7～表 3-2-8 に示す。

すべての市町村でごみ処理手数料の有料化が実施されている。手数料の徴収方法として、ステーションに出すごみは、証紙付きの指定ごみ袋や証紙を購入する形で行う。処理施設に直接搬入されるごみについては、搬入時に窓口で料金を支払う仕組みとなっている。これにより、住民は排出するごみの量に応じて処理費用の一部を負担することになる。

燃やすごみについては、各主体が指定ごみ袋を作成して使用しているが、処理手数料は圏域全体で共通である。大（60 円）と小（30 円）の 2 種類があり、これに別途袋代が上乗せされている。燃やすごみ以外については、市町村により、ごみの種類、重量、大きさ等に応じて処理手数料が設定されている。稲葉クリーンセンターに燃やすごみを直接搬入する際の処理手数料は、現在 10kg あたり 180 円となっている。

表 3-2-7 ごみ処理手数料等（1）

市町村名	分別区分	処理手数料 (証紙または袋 1 枚あたり)	別途発生する袋代 (1 枚あたり)
飯田市	燃やすごみ	30 円(小)、60 円(大)、袋に入らないものは 120 円	別途袋代
	埋立ごみ	60 円、袋に入らないものは 120 円	別途袋代
松川町	燃やすごみ	30 円(小)、60 円(大)	別途袋代
	プラ製容器包装	なし	30 円
	紙製容器包装	なし	30 円
	粗大ごみ	品目別に料金を設定	—
	廃プラスチック、埋立、金物	なし	30 円
高森町	燃やすごみ	30 円(小)、60 円(大)	別途袋代
	容器包装プラスチック、その他プラスチック	なし	15 円
	埋立ごみ	なし	20 円
阿南町	燃やすごみ	60 円	20 円
	不燃物	40 円	
	プラスチックごみ	30 円	
	粗大ごみ	2,000 円/軽自動車、普通乗用車 12,000 円/乗用以外の普通自動車	
阿智村	燃やすごみ	30 円(小)、60 円(大)	16 円(小)、20 円(大)
	不燃ごみ	50 円	30 円
	プラスチック資源	なし	30 円
	その他	なし	30 円
	粗大ごみ	500 円または 1,000 円	
	焼却灰	240 円	80 円
平谷村	燃やすごみ	60 円	25 円
	燃えないごみ	50 円	35 円
	アルミ、スチール、ペットボトル	325 円/10 枚	350 円/10 枚
	プラスチック製容器包装		375 円/10 枚

表 3-2-8 ごみ処理手数料等（２）

市町村名	分別区分	処理手数料 (証紙または袋 1 枚あたり)	別途発生する袋代 (1 枚あたり)
下條村	燃やすごみ	60 円	20 円
	ペットボトル、プラスチック容器	25 円	168 円/10 枚
	缶・びん・金物類	25 円	221 円/10 枚
	埋立ごみ	55 円	221 円/10 枚
	粗大ごみ	2,000 円/軽トラック・乗用車 4,000 円/大型車両 (2 t まで)	
売木村	燃やすごみ	60 円	20 円
	プラスチック、ペットボトル	40 円	
天龍村	燃やすごみ	60 円	20 円
	びん類、金属類、有害ごみ、その他不燃ごみ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、その他プラスチック類	80 円	
	新聞、段ボール、雑誌類	古紙用ステッカー 80 円	
	粗大ごみ	品目別に料金を設定	
泰阜村	燃やすごみ	60 円	20 円
	埋立ごみ	120 円	
	プラ容器、空缶空瓶、金属くず、ペットボトル、廃プラ	30 円	
	粗大ごみ	品目別に料金を設定	
喬木村	燃やすごみ	30 円(小)、60 円(大)、袋に入らないものは 120 円	別途袋代
	容器包装プラ・プラ製品	なし	約 33 円
	紙資源ごみ	なし	約 33 円
	金物類	なし	約 33 円
	粗大ごみ	品目別に料金を設定	
豊丘村	燃やすごみ	30 円(小)、60 円(大)	別途袋代
	粗大ごみ	品目別に料金を設定	
	プラ資源		260 円/10 枚
	アルミ缶・金物類・廃プラ		各 280 円/10 枚
	埋立・焼却灰		各 250 円/10 枚
大鹿村	燃やすごみ	30 円 (小)、60 円 (大)	別途袋代
	空き缶、鉄類、埋立ごみ		各 230 円/10 枚
	プラ容器、紙容器		各 270 円/10 枚
	粗大ごみ	品目別に料金を設定	

5 処理施設の状況

本連合及び構成市町村が所管するごみ処理関連施設を表 3-2-9～表 3-2-12 に示す。

表 3-2-9 南信州広域連合の保有する中間処理施設（焼却施設）

施設名称	所在地	処理方式	処理規模	竣工	処理対象物
南信州広域連合 稲葉クリーンセンター	飯田市下久堅 稲葉 1526-1	ストーカ式 焼却炉	93t/日 (46.5t/24h×2 炉)	平成 29 年 12 月 1 日	可燃ごみ 可燃残渣

表 3-2-10 構成市町村の保有する資源化に係る施設

市町村名	施設名称	処理内容	処理能力	使用開始年度
飯田市	飯田市堆肥センター	生ごみを畜ふん及びきのこ廃 培地とともに堆肥化	23t/日 (生ごみ 3t/日)	平成 16 年

注) 当初は市内の一部地域における家庭の生ごみを処理していたが、現在は民間企業による持ち込みのみを処理対象としている。

表 3-2-11 構成市町村等の保有する保管施設

市町村等	施設名称	保管対象物	屋内面積 (m ²)	屋外面積 (m ²)	使用開始 年度
阿南町	阿南町ストックヤード	金属類、ガラス類	36	0	平成 8
阿智村	阿智村ストックヤード	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル	90	0	平成 10
	阿智村浪合廃棄物集積倉庫	その他資源ごみ	175	0	平成 11
平谷村	平谷村ストックヤード	紙類、金属類、ガラス類、 ペットボトル、プラスチ ック	220	0	平成 10
大鹿村	大鹿村ストックヤード	金属類、プラスチック	56	0	平成 10
下伊那郡西部 衛生施設組合	ストックヤード	リユース・リペア品	32	0	平成 22
下伊那南部 総合事務組合	ストックヤード	リユース・リペア品	30	0	平成 22

表 3-2-12 構成市町村が保有している最終処分場（埋立中の施設のみ）

市町村名	施設名称	処理対象物	埋立開始 年度
飯田市	飯田市一般廃棄物最終処分場	不燃ごみ、その他、粗大ごみ	平成 21
松川町	松川町生田一般廃棄物最終処分場	不燃ごみ	平成 9
高森町	高森町山吹垣外一般廃棄物埋立処分場		平成 6
阿南町	阿南町不燃物処理場	直接搬入ごみ、不燃ごみ	平成 10
下條村	下條村一般廃棄物（不燃物）最終処分場	直接搬入ごみ、破碎ごみ・処理残渣、粗大 ごみ、不燃ごみ	昭和 62
売木村	売木村村有埋立地	不燃ごみ	昭和 53
泰阜村	泰阜村不燃物処理場	その他、不燃ごみ	昭和 56
喬木村	喬木村一般廃棄物最終処分場	破碎ごみ・処理残渣	平成 9
豊丘村	豊丘村一般廃棄物最終処分場	不燃ごみ	平成 16
大鹿村	大鹿村一般廃棄物最終処分場	不燃ごみ	平成 13

第3節 ごみ排出量の実績

1 圏域全体

令和元年度から令和5年度における圏域全体のごみ総排出量の推移を図3-3-1に、ごみ排出量の推移を表3-3-1に示す。なお、構成市町村により分別区分の名称が異なるため、ごみに関する集計に関しては、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」で使用される名称で集計を行った。

ごみ総排出量は令和2年度以降減少傾向にあり、令和5年度は35,879t/年となっている。1人1日あたりごみ排出量も同様に、令和2年度以降減少傾向にあり、令和5年度は643.3g/人・日となっている。令和4年度の県全体の1人1日あたりごみ排出量は802g/人・日（一般廃棄物処理実態調査）であり、県全体と比較すると、圏域全体のごみ排出量は低い水準にある。

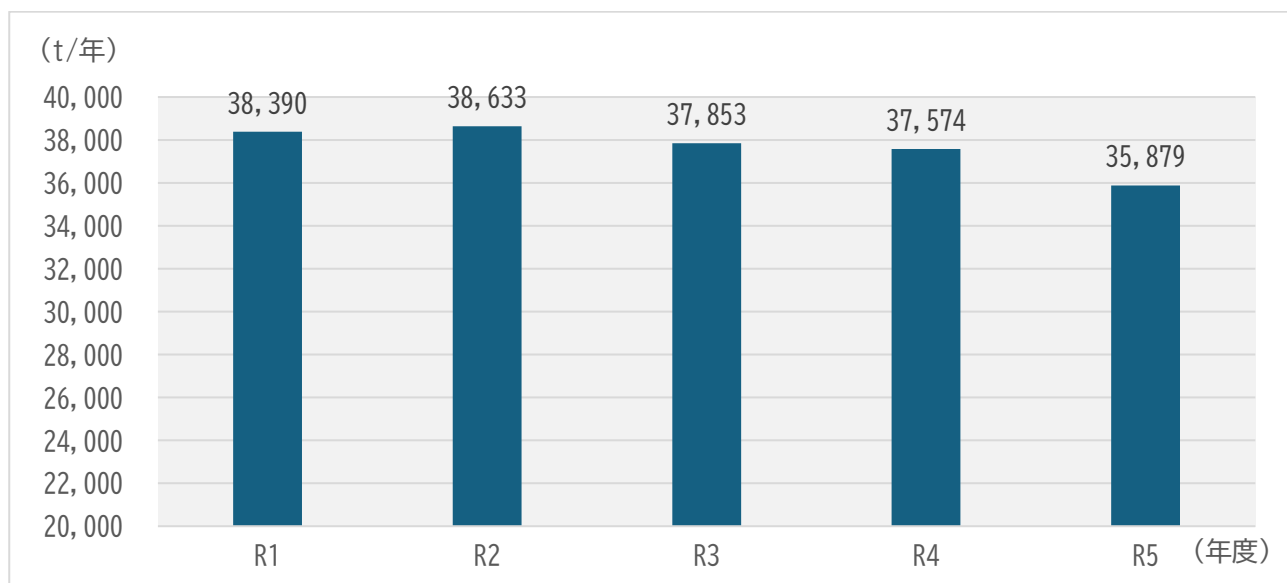


図3-3-1 ごみ総排出量の推移（圏域合計）

表 3-3-1 ごみ排出量の推移（圏域合計）

項目		単位	実績値				
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人口		人	159,519	157,810	156,058	154,217	152,398
ごみ 排出量	総排出量	t/年	38,390	38,633	37,853	37,574	35,879
	生活系ごみ	t/年	29,931	31,097	30,158	29,788	28,062
	収集	t/年	27,610	28,256	27,559	27,127	25,455
	可燃ごみ	t/年	19,578	19,907	19,600	19,693	18,466
	不燃ごみ	t/年	1,075	1,137	1,031	1,019	930
	資源ごみ	t/年	6,880	7,126	6,826	6,332	5,990
	その他ごみ	t/年	15	27	33	21	12
	粗大ごみ	t/年	62	59	69	62	57
	直接搬入	t/年	2,321	2,841	2,599	2,661	2,607
	可燃ごみ	t/年	1,977	2,384	2,180	2,348	2,379
	不燃ごみ	t/年	325	436	400	296	216
	資源ごみ	t/年	2	2	2	2	2
	その他ごみ	t/年	1	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	16	19	17	15	10
	事業系ごみ	t/年	7,269	7,005	7,127	7,229	7,235
	収集	t/年	21	24	20	21	19
	可燃ごみ	t/年	13	15	12	14	14
	不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	8	9	8	7	5
	その他ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	直接搬入	t/年	7,248	6,981	7,107	7,208	7,216
	可燃ごみ	t/年	7,248	6,981	7,107	7,208	7,216
	不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	その他ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	集団回収	t/年	1,190	531	568	557	582
	自家処理量	t/年	370	337	314	310	333
1人1日 あたりごみ 排出量	総排出量	g/人・日	657.5	670.7	664.5	667.5	643.3
	生活系ごみ	g/人・日	512.7	539.9	529.4	529.2	503.1
	収集	g/人・日	472.9	490.6	483.8	481.9	456.4
	可燃ごみ	g/人・日	335.3	345.6	344.1	349.9	331.1
	不燃ごみ	g/人・日	18.4	19.7	18.1	18.1	16.7
	資源ごみ	g/人・日	117.8	123.7	119.8	112.5	107.4
	その他ごみ	g/人・日	0.3	0.5	0.6	0.4	0.2
	粗大ごみ	g/人・日	1.1	1.0	1.2	1.1	1.0
	直接搬入	g/人・日	39.8	49.3	45.6	47.3	46.7
	可燃ごみ	g/人・日	33.9	41.4	38.3	41.7	42.7
	不燃ごみ	g/人・日	5.6	7.6	7.0	5.3	3.9
	資源ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	粗大ごみ	g/人・日	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	事業系ごみ	g/人・日	124.5	121.6	125.1	128.4	129.7
	収集	g/人・日	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
	可燃ごみ	g/人・日	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3
	不燃ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資源ごみ	g/人・日	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
	その他ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	粗大ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	直接搬入	g/人・日	124.1	121.2	124.8	128.1	129.4
	可燃ごみ	g/人・日	124.1	121.2	124.8	128.1	129.4
	不燃ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資源ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	粗大ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	集団回収	g/人・日	20.4	9.2	10.0	9.9	10.4
	自家処理量	g/人・日	6.3	5.9	5.5	5.5	6.0

注 1) 1人1日あたりごみ排出量の各項目は端数処理のため、内訳とその合計が一致しないことがある。

注 2) 集団回収：地域住民や自治会、学校、子ども会、PTAなどの団体が協力して資源ごみ（古紙、空き缶、ペットボトルなど）をまとめて回収する仕組み。

注 3) 自家処理：住民自らが一般廃棄物の処理を行うこと（堆肥化、埋立等）。

2 構成市町村

令和元年度から令和5年度までの構成市町村のごみ排出量等の推移を表3-3-2～表3-3-11及び図3-3-2に示す。

圏域全体の1人1日あたりごみ排出量はとても低い水準にあるが、市町村によってごみ排出量は異なる。令和5年度の1人1日あたりごみ排出量は、泰阜村が385.6g/人・日と最も低い一方で、阿智村が825.2g/人・日と最も高く、次いで飯田市が718.7g/人・日となっている。阿智村と飯田市の1人1日あたりごみ排出量が高い要因としては、事業系ごみ排出量が多いことがあげられる。特に、阿智村については、1人1日あたりごみ排出量の約半分を事業系ごみが占めている。地域特性として、阿智村では観光業が盛んであること、飯田市では事業所が集積していることが影響している。

表3-3-2 ごみ総排出量の推移

単位：t/年

市町村名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
飯田市	27,499	27,513	27,075	26,734	25,357
松川町	2,587	2,565	2,507	2,540	2,437
高森町	2,104	2,238	2,132	2,166	2,101
阿南町	737	739	703	678	673
阿智村	1,882	1,807	1,813	1,875	1,820
平谷村	64	62	65	65	62
下條村	578	606	578	574	555
売木村	105	105	108	94	91
天龍村	234	211	203	259	241
泰阜村	231	236	249	237	210
喬木村	1,121	1,180	1,122	1,068	1,099
豊丘村	1,076	1,195	1,130	1,110	1,084
大鹿村	172	176	168	174	149
圏域合計	38,390	38,633	37,853	37,574	35,879

表3-3-3 1人1日あたりごみ排出量の推移

単位：g/人・日

市町村名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
飯田市	745.4	756.0	752.4	751.4	718.7
松川町	536.7	540.9	533.7	544.5	524.6
高森町	441.0	472.9	451.9	459.8	449.4
阿南町	443.5	458.3	443.1	436.9	449.1
阿智村	805.2	790.0	808.2	845.0	825.2
平谷村	421.4	428.9	457.8	456.6	451.7
下條村	422.3	450.4	437.1	439.4	433.4
売木村	520.7	547.9	574.5	519.2	516.9
天龍村	526.2	445.0	428.1	620.8	600.2
泰阜村	389.1	408.2	439.3	422.7	385.6
喬木村	482.5	516.1	501.3	484.7	500.0
豊丘村	438.7	486.9	460.8	460.4	450.5
大鹿村	468.1	488.0	483.5	510.9	455.9
圏域平均	657.5	670.7	664.5	667.5	643.3

注）圏域平均は、各市町村の人口を加味した加重平均。

表3-3-4 生活系可燃ごみ排出量の推移

単位：t/年

市町村名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
飯田市	14,946	15,453	15,047	15,169	14,181
松川町	1,816	1,804	1,774	1,854	1,813
高森町	1,504	1,608	1,567	1,632	1,606
阿南町	481	497	507	499	488
阿智村	584	617	597	599	570
平谷村	39	39	45	45	47
下條村	357	389	378	375	363
売木村	59	47	47	43	44
天龍村	177	158	163	164	152
泰阜村	139	140	138	150	135
喬木村	744	791	757	737	720
豊丘村	613	645	661	667	635
大鹿村	96	103	99	107	91
圏域合計	21,555	22,291	21,780	22,041	20,845

表3-3-5 生活系不燃ごみ排出量の推移

単位：t/年

市町村名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
飯田市	1,064	1,190	1,096	961	823
松川町	64	64	64	64	64
高森町	46	52	43	40	35
阿南町	61	84	53	37	35
阿智村	13	19	20	16	11
平谷村	8	8	5	8	0
下條村	42	42	42	42	42
売木村	0	0	0	0	0
天龍村	8	6	5	49	44
泰阜村	18	20	20	20	20
喬木村	45	57	54	52	50
豊丘村	18	20	17	15	12
大鹿村	13	11	12	11	10
圏域合計	1,400	1,573	1,431	1,315	1,146

表 3-3-6 生活系資源ごみ排出量の推移

単位：t/年

市町村名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
飯田市	4,581	4,725	4,577	4,217	3,999
松川町	679	673	639	594	532
高森町	538	561	509	481	448
阿南町	80	80	72	71	73
阿智村	155	181	232	207	222
平谷村	17	15	15	12	15
下條村	165	158	142	142	140
売木村	17	26	31	22	19
天龍村	47	47	35	44	43
泰阜村	23	23	25	20	20
喬木村	205	214	186	192	175
豊丘村	315	366	311	279	261
大鹿村	60	59	54	53	45
圏域合計	6,882	7,128	6,828	6,334	5,992

表 3-3-7 生活系その他ごみ排出量の推移

単位：t/年

市町村名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
飯田市	0	0	0	0	0
松川町	4	4	4	3	3
高森町	5	5	3	3	3
阿南町	0	0	0	0	0
阿智村	0	7	5	2	0
平谷村	0	0	0	0	0
下條村	0	0	1	1	1
売木村	0	0	0	0	0
天龍村	2	0	0	2	2
泰阜村	2	7	16	7	0
喬木村	0	0	0	0	0
豊丘村	2	3	3	2	2
大鹿村	1	1	1	1	1
圏域合計	16	27	33	21	12

表 3-3-8 生活系粗大ごみ排出量の推移

単位：t/年

市町村名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
飯田市	0	0	0	0	0
松川町	24	20	26	25	25
高森町	11	12	10	10	9
阿南町	0	0	0	0	0
阿智村	2	2	7	6	3
平谷村	0	0	0	0	0
下條村	14	17	15	14	9
売木村	8	8	9	8	8
天龍村	0	0	0	0	0
泰阜村	2	2	2	1	1
喬木村	5	6	6	5	4
豊丘村	10	9	9	6	6
大鹿村	2	2	2	2	2
圏域合計	78	78	86	77	67

表 3-3-9 事業系ごみ排出量の推移

単位：t/年

市町村名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
飯田市	6,174	5,928	6,077	6,074	6,044
松川町	0	0	0	0	0
高森町	0	0	0	0	0
阿南町	0	0	0	0	0
阿智村	950	861	847	947	920
平谷村	0	0	0	0	0
下條村	0	0	0	0	0
売木村	21	24	21	21	20
天龍村	0	0	0	0	0
泰阜村	0	0	0	0	0
喬木村	59	72	84	82	118
豊丘村	65	120	98	105	133
大鹿村	0	0	0	0	0
圏域合計	7,269	7,005	7,127	7,229	7,235

表 3-3-10 集団回収量の推移

単位：t/年

市町村名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
飯田市	734	217	278	313	310
松川町	0	0	0	0	0
高森町	0	0	0	0	0
阿南町	115	78	71	71	77
阿智村	178	120	105	98	94
平谷村	0	0	0	0	0
下條村	0	0	0	0	0
売木村	0	0	0	0	0
天龍村	0	0	0	0	0
泰阜村	47	44	48	39	34
喬木村	63	40	35	0	32
豊丘村	53	32	31	36	35
大鹿村	0	0	0	0	0
圏域合計	1,190	531	568	557	582

表 3-3-11 自家処理量の推移

単位：t/年

市町村名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
飯田市	0	0	0	0	0
松川町	0	0	0	0	0
高森町	0	0	0	0	0
阿南町	0	0	0	0	0
阿智村	0	0	0	0	0
平谷村	0	0	0	0	0
下條村	0	0	0	0	0
売木村	0	0	0	0	0
天龍村	2	2	2	5	5
泰阜村	0	0	0	0	0
喬木村	0	0	0	0	0
豊丘村	368	335	312	305	328
大鹿村	0	0	0	0	0
圏域合計	370	337	314	310	333

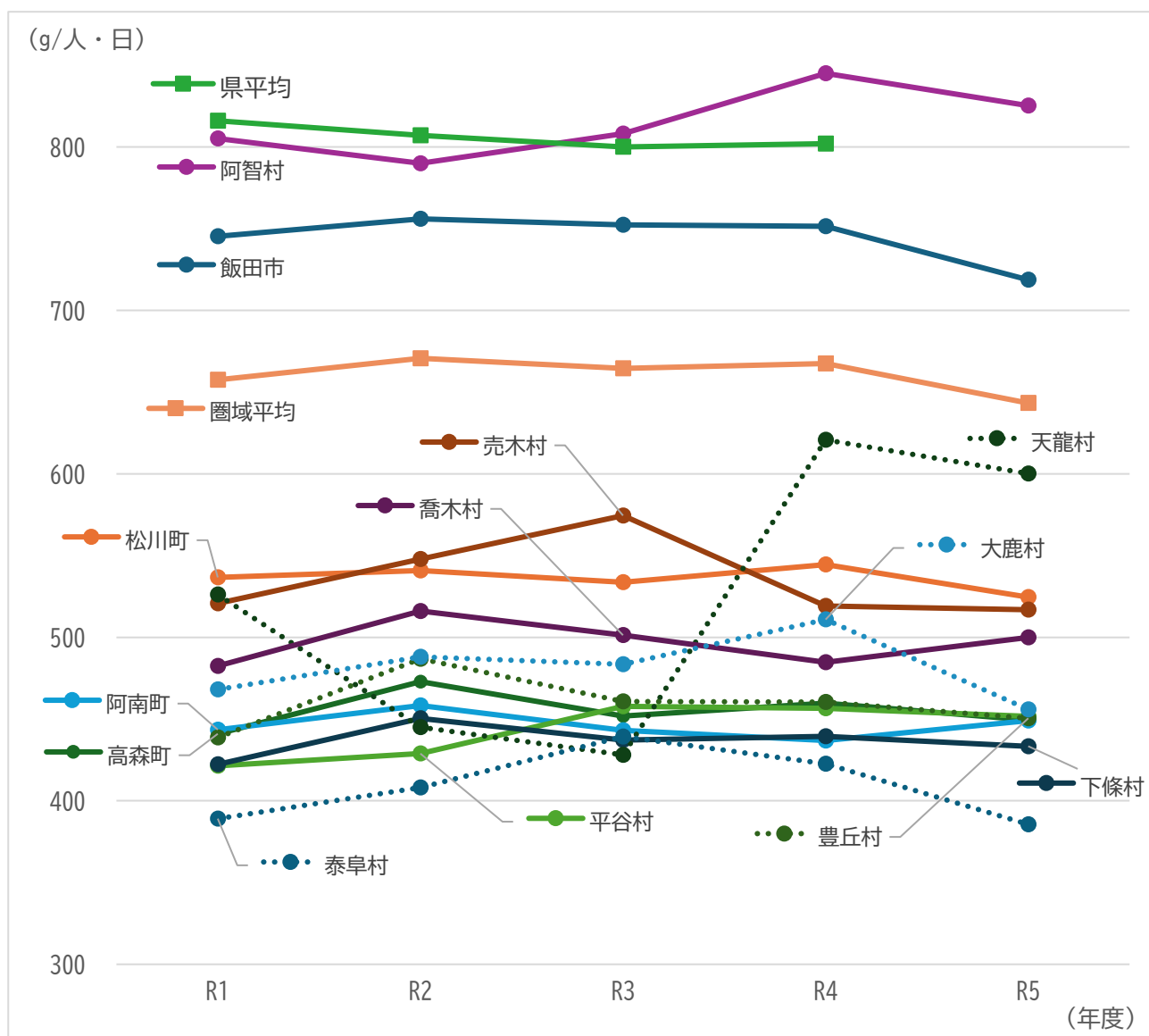


図 3-3-2 1人1日あたりごみ排出量の推移

第4節 ごみ処理量・処分量の実績

令和元年度から令和5年度までの圏域全体のごみ処理量の推移を表3-4-1に示す。

稲葉クリーンセンターの処理能力は93t/日、年間の稼働日数は280日で設計されており、調整稼働率96%※を加味した1年間で処理できる可燃ごみ量（以下「処理上限」という。）は24,998tである。過去5年間の処理量は28,078t/年～29,287t/年の範囲で推移し、この処理上限を超えている。そのため、稲葉クリーンセンターでは、本来の年間稼働日数が280日であるところ、年間約330日稼働することに対応している。

※正常に運転される予定の日でも故障の修理、やむを得ない一時休止のために処理能力が低下することを考慮した係数。

一方、最終処分される焼却残渣量は大幅な減少となっている。この減少は、飯田市と大鹿村が民間委託により焼却残渣を土木資材であるスラグ等として資源化していることによるものである。これにより、令和元年度の最終処分量は3,712t/年であったが、令和5年度には2,043t/年にまで減少している。

表3-4-1 ごみ処理量の推移（圏域合計）

単位：t/年

処理区分	実績値				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中間処理量	30,927	31,441	31,041	31,334	30,163
焼却施設（稲葉クリーンセンター）	28,812	29,287	28,897	29,264	28,078
粗大ごみ処理施設	61	57	66	61	49
その他の資源化等を行う施設	1,975	2,015	1,989	1,928	1,968
ごみ堆肥化施設	56	54	55	55	50
ごみ飼料化施設	0	0	0	0	0
メタン化施設	0	0	0	0	0
ごみ燃料化施設	0	0	0	0	0
その他施設	23	28	34	26	18
焼却以外の中間処理量小計	2,115	2,154	2,144	2,070	2,085
中間処理による減量化量	26,456	26,725	26,302	26,751	25,733
資源化量	8,217	8,635	8,369	8,044	8,106
直接資源化量	4,864	5,075	4,799	4,363	3,984
処理後再生利用量	2,163	3,029	3,002	3,124	3,540
集団回収量	1,190	531	568	557	582
資源化率（%）	21.4	22.4	22.1	21.4	22.6
最終処分量	3,712	3,273	3,181	2,780	2,043
直接最終処分量	1,404	1,586	1,444	1,321	1,153
焼却残渣量	2,277	1,651	1,692	1,422	866
不燃残渣量	31	36	45	37	24
最終処分率（%）	9.7	8.5	8.4	7.4	5.7
計画収集量+直接搬入量	37,200	38,102	37,285	37,017	35,297
総排出量	38,390	38,633	37,853	37,574	35,879
自家処理量	370	337	314	310	333

注）資料編に掲載する各市町村の可燃ごみ排出量は端数処理しているため、各市町村の可燃ごみ排出量の合計と稲葉クリーンセンターの焼却量とは一致しない。

第5節 資源化量の実績

1 資源化量の推移

構成市町村の資源ごみの分別区分を表3-5-1に示す。また、令和元年度から令和5年度までの圏域全体の資源化量の推移を表3-5-2に示す。

直接資源化量は減少傾向にある。また、集団回収量は令和4年度から令和5年度にかけて大きく減少している。これらの内訳をみると、紙類の減少の影響が大きく、新聞や雑誌などの購読者の減少や民間業者による回収拠点の増加が要因と考えられる。

一方、処理後再生利用量は増加傾向にあるが、これは一部の自治体が稲葉クリーンセンターの焼却残渣を土木資材であるスラグ等として資源化していることによるものである。

飯田市と阿智村では令和5年度から製品プラスチックの回収を開始し、容器包装プラスチックと製品プラスチックを同じ指定袋に排出できるようになり、利便性が向上している。令和6年度からは、松川町、高森町、阿南町、下條村、売木村、泰阜村、喬木村、豊丘村でも製品プラスチックの回収が始まっている。

表3-5-1 構成市町村の資源ごみの分別区分

資源ごみの分別区分	飯 田 市	松 川 町	高 森 町	阿 南 町	阿 智 村	平 谷 村	下 條 村	売 木 村	天 龍 村	泰 阜 村	喬 木 村	豊 丘 村	大 鹿 村
紙類（新聞・雑誌、ダンボール等）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
紙製容器包装		○	○		○	○		○			○	○	○
金属類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ガラス類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ペットボトル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
容器包装プラスチック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
製品プラスチック	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	
その他プラ													
布類		○	○									○	
生ごみ													
廃食用油											○	○	
その他	○	○	○	○	○								○

注) 令和6年4月1日現在の分別区分。

表 3-5-2 資源化量の推移（圏域合計）

単位：t/年

品目	実績値				
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総排出量	38,390	38,633	37,853	37,574	35,879
総資源化量	8,217	8,635	8,369	8,044	8,106
直接資源化量	4,864	5,075	4,799	4,363	3,984
紙類	3,176	3,226	3,083	2,793	2,490
紙パック	1	0	1	0	0
紙製容器包装	44	43	46	47	47
金属類	658	772	716	618	578
ガラス類	596	609	582	556	530
ペットボトル	45	44	48	48	49
容器包装プラ	236	226	225	224	219
製品プラ	0	0	0	0	7
その他プラ	1	7	5	1	1
布類	48	86	20	17	14
その他	59	62	73	59	49
施設資源化量	2,163	3,029	3,002	3,124	3,540
紙類	2	6	3	4	6
紙製容器包装	93	88	82	80	79
金属類	13	21	14	10	11
ガラス類	121	119	99	95	93
ペットボトル	69	80	69	71	59
容器包装プラ	1,297	1,308	1,315	1,289	1,218
製品プラ	0	0	0	0	116
その他プラ	9	10	16	15	11
布類	18	23	18	19	12
肥料	3	3	3	3	3
溶融スラグ	20	20	20	33	34
固形燃料	10	4	10	9	9
セメント原料化	1	1	1	3	1
山元還元	455	1,290	1,290	1,440	1,836
その他	52	56	62	53	52
集団回収量	1,190	531	568	557	582
紙類	1,166	517	558	545	574
紙パック	1	1	0	1	1
金属類	3	2	3	0	2
布類	20	11	7	11	5
資源化率（%）	21.4	22.4	22.1	21.4	22.6

2 住民団体による資源回収

構成市町村ごとの資源回収等活動を実施する住民団体への助成金交付制度の概要を表 3-5-3 に示す。

なお、資源回収の実績については、表 3-3-10（既出）に示す。

表 3-5-3 資源回収等活動助成金交付制度の概要

市町村名	制度の有無	制度の名称・概要	補助の概要	対象品目
飯田市	有	飯田市資源物回収補助金交付要綱	あらかじめ飯田市資源物回収団体連絡協議会へ登録された、市内に居住する者で組織し、営利を目的としない団体に対して、資源回収業者への引渡し実績に応じて 3 円/kg の補助金を交付する。	新聞、ダンボール、雑誌その他の古紙類
松川町	有	松川町資源物集団回収補助金交付要綱	町長が認めた「再生利用可能な物の回収を行う団体」に対して、資源回収業者への引渡し実績に応じて 4 円/kg の補助金を交付する。資源回収業者への引渡し有償になった場合には、有償となった資源物 1kg につき 6 円まで補助金単価を加算できる。	古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）、古布・古着類、アルミ缶、スチール缶
高森町	無	—	—	—
阿南町	有	資源物回収事業補助金交付要綱	資源物回収団体に対して、資源回収業者への引渡し実績が 3 円/kg を下回った場合、3 円までの差額を交付する。	新聞、ダンボール、雑誌、その他古紙類
阿智村	有	阿智村資源集団回収事業奨励金交付要綱	村の認定を受けた資源集団回収事業実施団体に対して、回収実績に応じて 5 円/kg の奨励金を交付する。	新聞紙、チラシ、雑誌、ダンボール、布類等
平谷村	無	—	—	—
下條村	有	成文化はされていない	中学校資源回収に対して、100,000 円/回×2 回/年の謝金を交付する（支払科目は報償費）。※額面については古紙市況に合わせた算定方法への見直しの動きあり。	新聞紙（チラシ含） 雑誌 段ボール（地券紙含）
売木村	無	—	—	—
天龍村	無	—	—	—
泰阜村	無	—	—	—
喬木村	有	成文化はされていない	小中学校の資源回収活動に対して、回収実績に応じて 4 円/kg の助成金を交付する。	新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶、牛乳パック
豊丘村	有	小学校資源回収等活動助成金	小学校の資源回収活動に対して、回収実績に応じて 3 円/kg の助成金を交付するほか、活動そのものに対して定額の助成金を交付する。	新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶、牛乳パック、ビン類
大鹿村	無	—	—	—

3 生ごみ処理機等の購入補助

家庭でのごみ減量化策の一つに、生ごみの堆肥化がある。構成市町村の多くは家庭における生ごみの堆肥化または減量化を推進するため、生ごみ処理機等の購入に対して補助金を交付している。

生ごみ処理機、コンポスト容器等購入における補助金交付件数の推移を表 3-5-4 に、構成市町村ごとの生ごみ処理機等の購入における補助金交付制度の概要を表 3-5-5 及び表 3-5-6 に示す。

表 3-5-4 生ごみ処理機、コンポスト容器等購入における補助金交付件数の推移

単位：件

市町村名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
飯田市	48	120	121	119	211
松川町	12	27	16	16	16
高森町	22	40	17	29	38
阿南町	1	1	3	7	4
阿智村	3	7	5	6	5
平谷村	0	0	1	0	0
下條村	4	9	6	5	7
売木村	0	0	0	0	1
天龍村	0	0	0	1	1
泰阜村	0	1	1	1	0
喬木村	4	3	7	9	8
豊丘村	17	19	26	19	23
大鹿村	0	0	6	3	1
圏域合計	111	227	209	215	315

表 3-5-5 生ごみ処理機購入補助金交付制度の概要（1）

市町村名	制度の有無	制度の名称	補助条件	補助金額等
飯田市	有	飯田市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱	飯田市の区域に住所を有する者であって、住民登録上の世帯主である者であり、自らの世帯で使用するために機器を購入した者であり、飯田市の区域において機器を使用する者であること。 補助金の交付の対象となる機器の一につき1回。 コンポストを2台以上同一の日に購入した場合は補助対象機器とする。 同一の機器につき、重ねて補助金の交付を申請した者、既に受けた補助金の交付の決定があり、申請をする日において当該決定を受けた日から起算して7年を経過していない者及びその者と同一の世帯に属する者、既に補助金の交付を2回受けた者及びその者と同一の世帯に属する者に対しては、補助金を交付しない。	購入費用の1/2、1,000円未満切捨、上限3万円
松川町	有	家庭用生ごみ処理機補助金交付要綱	ボカシ容器：2基以上購入、生ごみ処理機：指定する構造で購入価格3万円（税別）以上のもの	購入価格（消費税別）の1/2以内、100円未満切捨、上限4万円

表 3-5-6 生ごみ処理機購入補助金交付制度の概要（2）

市町村名	制度の有無	制度の名称	補助条件	補助金額等
高森町	有	高森町廃棄物改善補助要綱	生ごみ処理機：1 台、コンポスター：2 台、ボカシ容器：2 台	購入金額の 50%、上限 3 万円
阿南町	有	生ごみ処理機補助金交付要綱	1 世帯 1 基、購入金額が 3 万円（税別）以上の機種	購入金額の 1/3 以下、上限 2 万円
阿智村	有	生ごみ処理機補助金交付要綱	1 世帯 1 基、購入金額が 4 万円（税別）以上の機種 前回補助を受けてから 5 年が経過していること	購入価格（消費税別）の 1/2 以内、100 円未満切捨、上限 3 万円
平谷村	有	平谷村生ごみ処理機器補助金交付要綱	特に条件なし	購入価格（消費税別）の 1/2 以内、1,000 円未満切捨、上限 3 万円
下條村	有	下條村生ごみ処理機器購入補助金交付要綱	生ごみ処理機：1 基のみで購入金額 2 万円（税込）以上 コンポスト等：1 式 5,000 円以上	購入金額の 1/2 以下、100 円未満切捨、上限 3 万円
売木村	有	生ごみ処理機補助金交付要綱	家庭用：1 世帯 1 基、購入金額が 2 万円（税別）以上 事業所用：1 事業所 1 基（交互使用の場合は 2 基まで）、合計金額 20 万円以上	1 基当たり、購入金額の 1/3 以下、家庭用上限 2 万円、事業所等上限 20 万円
天龍村	有	天龍村生ごみ処理機補助金交付要綱	1 世帯 1 基、3 万円（税別）以上の機種	購入価格の 2 分の 1 以下 上限 2 万円
泰阜村	有	泰阜村生ごみ処理機購入補助金交付要綱	1 世帯 1 基、3 万円（税別）以上の機種	1 基あたり 1 万円を補助する。
喬木村	有	喬木村補助金交付規則	特に条件なし	ゴミ処理容器を購入した際に要する総経費の 1/2 以内を補助する。 上限 5 万円
豊丘村	有	豊丘村家庭用生ごみ処理機等補助金交付要綱	処理機：1 人 1 台まで 容器：1 人 2 台まで	処理機購入費用の 1/2、上限 5 万円、千円未満切捨 処理容器購入費用の 2/3、上限 5 千円、千円未満切捨
大鹿村	有	大鹿村家庭用生ごみ処理機補助金交付要綱	特に条件なし	購入費用の 1/2 以内を補助する。 上限 3 万円

第6節 ごみの組成

令和元年度から令和5年度までの稲葉クリーンセンターに搬入されたごみの性状の推移を表3-6-1及び図3-6-1に示す。

稲葉クリーンセンターの令和5年度のごみ組成をみると、「紙類・布類」が63.4%と最も高く、次いで「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」が20.8%、「木、竹、わら類」が6.7%と続いている。

「ちゅう芥類」の割合は減少傾向にあり、令和5年度には、5.0%まで減少している。このことは、生ごみの排出削減が進んでいることを示している。「紙・布類」及び「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」の割合が増加しており、これがごみ質のカロリーを上昇させる要因となっている。令和5年度の低位発熱量（実績値）は11,125 kJ/kgであり、稲葉クリーンセンターの設計基準（高質ごみの低位発熱量：11,400kJ/kg）には達していないものの、ごみのカロリーが設計上の上限に非常に近い水準となっている。

表3-6-1 ごみ質分析結果の推移（稲葉クリーンセンター）

項目		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乾きバース組成	紙・布類	%	54.7	58.0	59.9	64.8	63.4
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	17.6	15.6	18.8	19.2	20.8
	木、竹、わら類	%	5.7	9.9	9.9	6.4	6.7
	ちゅう芥類	%	14.9	8.8	6.9	5.5	5.0
	不燃物類	%	2.7	4.0	2.0	0.9	0.7
	その他	%	4.4	3.7	2.5	3.2	3.4
単位容積重量		kg/m ³	179	184	117	134	143
低位発熱量 ^{注)} （実測値）		kJ/kg	8,092	7,942	9,425	10,983	11,125
低位発熱量 ^{注)} （計算値）		kJ/kg	9,200	8,658	8,100	9,183	8,825
三成分	水分	%	43.8	51.6	45.6	40.5	43.1
	可燃分	%	48.8	42.6	48.9	54.5	52.7
	灰分	%	7.4	5.8	5.5	5.0	4.3

注) 廃棄物の燃焼によって発生する熱量から、水分の蒸発や燃焼による生成水の気化に必要な熱量を差し引いたもの。実際に利用可能なエネルギー量を表す。

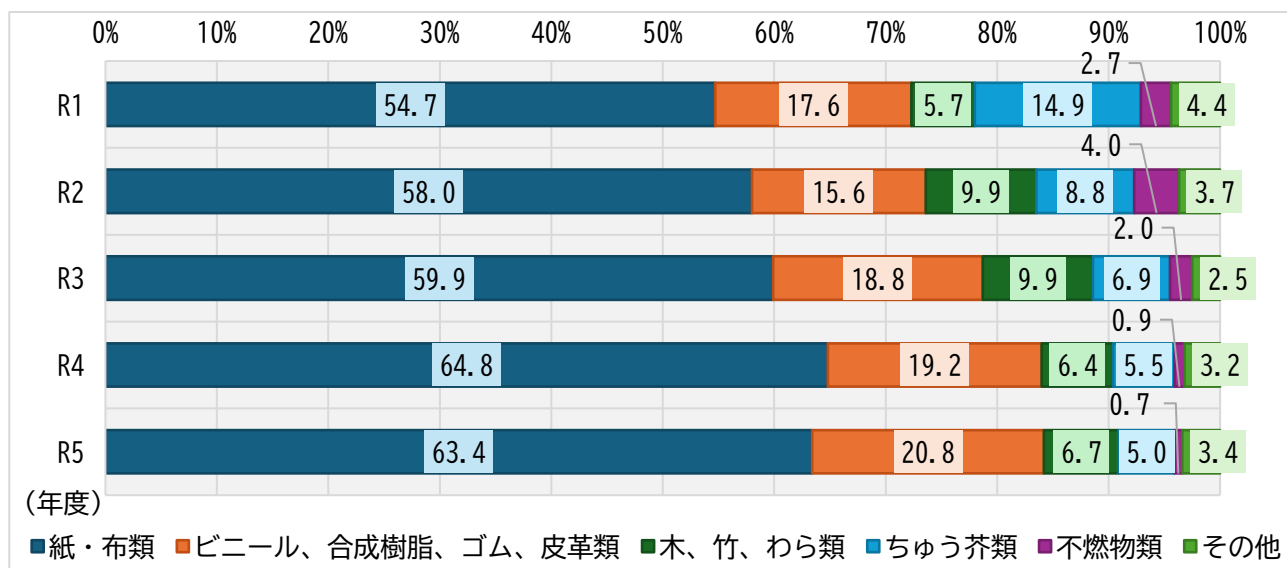


図3-6-1 ごみ組成の推移（稲葉クリーンセンター）

第7節 ごみ処理に係る経費

平成28年度及び令和元年度から令和5年度までの本連合のごみ処理に関連する歳出の推移を表3-7-1及び図3-7-1に示す。

稲葉クリーンセンターはDBO方式により整備され、その運転管理は包括委託により行っている。ごみ処理に関する歳出は増加傾向にあり、令和5年度には約9億2千万円と、過去5年間で最も高額となっている。

歳出の内訳を目的別に見ると、ごみ処理費と公債費の割合が高く、特にごみ処理費は増加を続けている。令和5年度においては、ごみ焼却量が前年度から大幅に減少したにもかかわらず、ごみ処理費は減少していない。この背景には、委託による修繕費（普通建設事業費に含まれる）の増加が影響していると考えられる。

また、令和2年度以降、稲葉クリーンセンターの施設整備にかかる地方債の返済が本格化し、公債費が大幅に増加している。性質別では、物件費と普通建設事業費の割合が高くなっている。

桐林クリーンセンターが操業していた平成28年度との比較では、令和5年度の歳出は約9千万円高くなっている。平成28年度は翌年の稲葉クリーンセンターへの切替を控え、設備の補修を最小限に抑えていたことが要因と考えられる。

表3-7-1 ごみ処理関連の歳出の推移

単位：千円

歳出の項目		平成28年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目的別分類	清掃総務費	58,746	63,621	64,841	66,293	72,462	83,979
	ごみ処理費	765,204	341,778	345,489	359,763	406,680	430,609
	公債費	518	31,284	304,973	399,852	399,161	398,425
	積立金	6,067	55	15,046	15,040	10,039	10,034
	歳出合計（目的別）	830,535	436,738	730,349	840,948	888,342	923,047
性質別分類	人件費	34,302	29,354	41,080	40,794	47,026	49,484
	扶助費	0	0	0	0	0	0
	物件費	781,818	339,630	326,998	335,780	337,482	348,416
	維持補修費	0	0	0	0	0	0
	補助費等	7,830	20,090	20,527	21,190	21,694	24,772
	積立金	6,067	55	15,046	15,040	10,039	10,034
	公債費	518	31,284	304,973	399,852	399,161	398,425
	普通建設事業費	0	16,325	21,725	28,292	72,940	91,916
	歳出合計（性質別）	830,535	436,738	730,349	840,948	888,342	923,047

注）桐林クリーンセンターで焼却処理していた当時の経費として、平成28年度の経費を掲載。

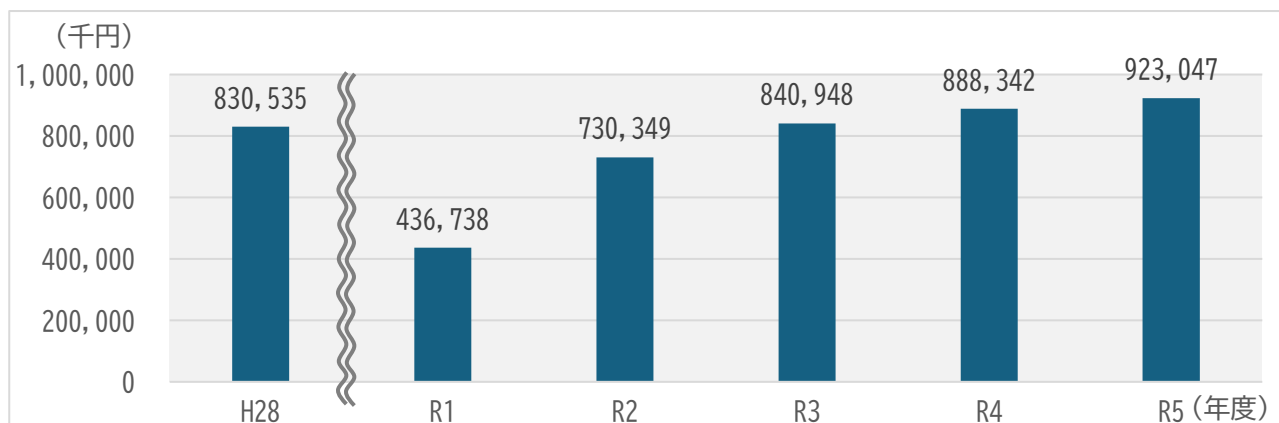


図3-7-1 ごみ処理関連の歳出の推移

第8節 計画目標の達成状況の評価

令和5年度における前計画の目標の達成状況を表3-8-1に示す。

前計画の数値目標を達成していないのは、生活系可燃ごみと粗大ごみ及び事業系ごみであり、それ以外の項目では達成している。

生活系ごみは数値目標を達成している。その内訳をみると、可燃ごみは基準年度比で16.7%増加し、数値目標に対しては25.5%多くなっている。一方、資源ごみは基準年度比で48.6%減少し、数値目標に対しても42.2%少なくなっている。このように可燃ごみが増加したものの、それ以上に資源ごみの減少が大きく、結果として、生活ごみ全体では目標を達成している。

この間、生ごみの収集方法に変化があった。阿智村や平谷村では、以前は生ごみを資源ごみとして回収していたが、現在はこれを可燃ごみとしている。また、可燃ごみの焼却施設が桐林クリーンセンターから稲葉クリーンセンターに移行したことにより、桐林クリーンセンターで焼却できなかったプラスチック類が稲葉クリーンセンターで焼却可能となった。プラスチック製容器包装の資源化は継続で実施しているものの、可燃ごみに移行する量が想定より多かったとみられる。これらの要因が資源ごみの減少と可燃ごみの増加につながっている。

事業系ごみは、基準年度比で8.2%、数値目標に対して15.5%多くなっている。

表3-8-1 目標の達成状況

単位：t

項目	平成23年度 (基準年度)	数値目標 (令和4年度)	令和5年度			達成 状況
			実績値	対平成23 年度比(%)	数値目標 との比(%)	
総排出量	41,192	36,424	35,879	▲12.9	▲1.5	達成
生活系ごみ	32,504	28,529	28,062	▲13.7	▲1.6	達成
可燃ごみ	17,869	16,607	20,845	16.7	25.5	未達成
不燃ごみ	2,819	1,509	1,146	▲59.3	▲24.1	達成
資源ごみ	11,668	10,359	5,992	▲48.6	▲42.2	達成
その他ごみ	61	17	12	▲80.3	▲29.4	達成
粗大ごみ	87	37	67	▲23.0	81.1	未達成
事業系ごみ	6,688	6,266	7,235	8.2	15.5	未達成
集団回収	2,000	1,754	582	▲70.9	▲66.8	達成
自家処理	2,025	1,861	370	▲81.7	▲80.1	達成

第9節 ごみ処理行政の動向

1 主な法律の制定

(1) 食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定
その他食品の削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的
に推進することを目的としている。

【法の制定】

- ・ 令和元年 5 月に成立、同年 10 月に施行

【地方公共団体の責務】

- ・ 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及びその実施する責務を有している

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに
係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品
の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制
度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること
を目的としている。

【法の制定】

- ・ 令和 3 年 6 月に成立、令和 4 年 4 月に施行

【地方公共団体の責務】

- ・ 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- ・ 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない

2 国の動き

(1) 循環型社会形成推進基本計画

国は「循環型社会形成推進基本法」に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきた。令和 6 年 8 月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行を前面に打ち出し、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現に貢献するとしている。この改定では、循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉えられており、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として、本計画が策定されている。

計画では、5 つの柱（重点分野^{※1}）が設定され、その実現に向けて国が講ずべき施策が示されている。取組の進捗を把握するため、「循環型社会の全体像に関する指標^{※2}」と「循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標（重点分野別の指標^{※3}）」が設定されている。

※1：「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行」「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」の5つの分野。分野ごとに循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性や目指すべき循環型社会の将来像、各主体の連携と役割、国の取組が位置づけられている。

※2：10の指標が設定されており、物質フロー指標と取組指標からなる。

物質フロー指標：「資源生産性」「一人あたり天然資源消費量（マテリアルフットプリント）」「再生可能資源及び循環資源の投入割合」「入口側の循環利用率」「出口側の循環利用率」「最終処分量」

取組指標：「循環型社会ビジネスの市場規模」「循環型社会形成に関する国民の意識・行動」「循環経済への移行に関わる部門由来の温室効果ガス排出量と廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量」「カーボンフットプリントを除いたエコロジカルフットプリント」

※3：5つの柱（重点分野）ごとに、示されている方向性の達成状況を示す指標。

表 3-9-1 第五次循環型社会形成推進基本計画の指標抜粋

指標	数値目標	目標年度
出口側の循環利用率 ^{注)}	約 44%	2030 年度
1 人 1 日当たりごみ焼却量	約 580g	2030 年度

注) 循環利用率 / 廃棄物等発生量

(2) 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）では、2050 年でのカーボンニュートラル、2030 年度に 2013 年度比温室効果ガス排出量を 46%削減することを目指している。

3 長野県の動き

(1) 長野県廃棄物処理計画

長野県では、令和 3 年 4 月に、令和 7 年度を目標年度とする「長野県廃棄物処理計画（第 5 期）」を策定している。この計画では、「つくる責任つかう責任を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～」を取組目標に掲げ、持続可能な生産消費形態を確保することを目指す SDGs のゴール 12「つくる責任つかう責任」を念頭に、4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進や食品ロスの削減などの取組を進めていく内容となっている。

表 3-9-2 長野県廃棄物処理計画（第 5 期）の目標値

区分	令和 7 年度 推計値	令和 7 年度 目標値	考え方
1 人 1 日当たりの ごみ排出量	807g	790g	事業系ごみの増加抑制とともに、新しい生活様式の実践に伴い懸念される生活系ごみの増加を抑制し、ごみ排出量の減少を目指す
うち、家庭系ごみ	406g	406g	新しい生活様式の実践に伴い懸念されるごみの増加を抑制し、R7 年度推計値の確実な達成を目指す
総排出量	595 千 t	583 千 t	1 人 1 日当たりごみ口推計×年間日数
リサイクル率	19.6%	20.0%	現状の水準を目指す
最終処分量	47 千 t	47 千 t	R2 年度推計値 51 千 t から確実な達成を目指す

第10節 課題の抽出

ごみ処理に関する課題を以下に示す。

可燃ごみ排出量の削減と稲葉クリーンセンターの負荷軽減

稲葉クリーンセンターでは、処理上限を超過する状況が続いており、年間稼働日数を増やして対応している。しかし、この対応により、炉の耐火物や設備の劣化が進行し、設備の寿命を縮めるリスクがある。これに伴い、補修費などの歳出も増加する恐れがあるため、可燃ごみの排出量削減が急務となっている。

ごみ質の高カロリー化への対応

生ごみの排出削減により、可燃ごみに占めるちゅう芥類の割合が減少し、結果としてごみ質の高カロリー化が進んでいる。稲葉クリーンセンターではごみの焼却で発生する熱を利用して発電が行われているため、高カロリー化は発電量の増加につながる一方で、炉への負荷を増大させ、処理能力の低下を招く可能性があるため、十分な注意が必要である。今後製品プラスチックの分別収集が進むことで、ごみ質のカロリーを低下させる効果が期待できる。

製品プラスチックの分別収集と適切な資源化

大半の自治体では、製品プラスチックの分別収集が既に始まっており、今後可燃ごみの減量化とごみ質の改善が期待される。また、残りの自治体でも同様の取り組みを進めることが重要である。さらに、製品プラスチックの分別収集を開始した自治体では、分別ルールの周知徹底が課題である。特に、電池式おもちゃなどの回収対象外の物品が混入するケースが見られるため、さらなる啓発活動が求められている。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ排出量の見込み

1 将来人口

ごみ排出量の予測に使用する将来人口を図4-1-1及び表4-1-1に示す。圏域全体の人口は、本計画の目標年度である令和21年度に、127,316人となる見込みである。

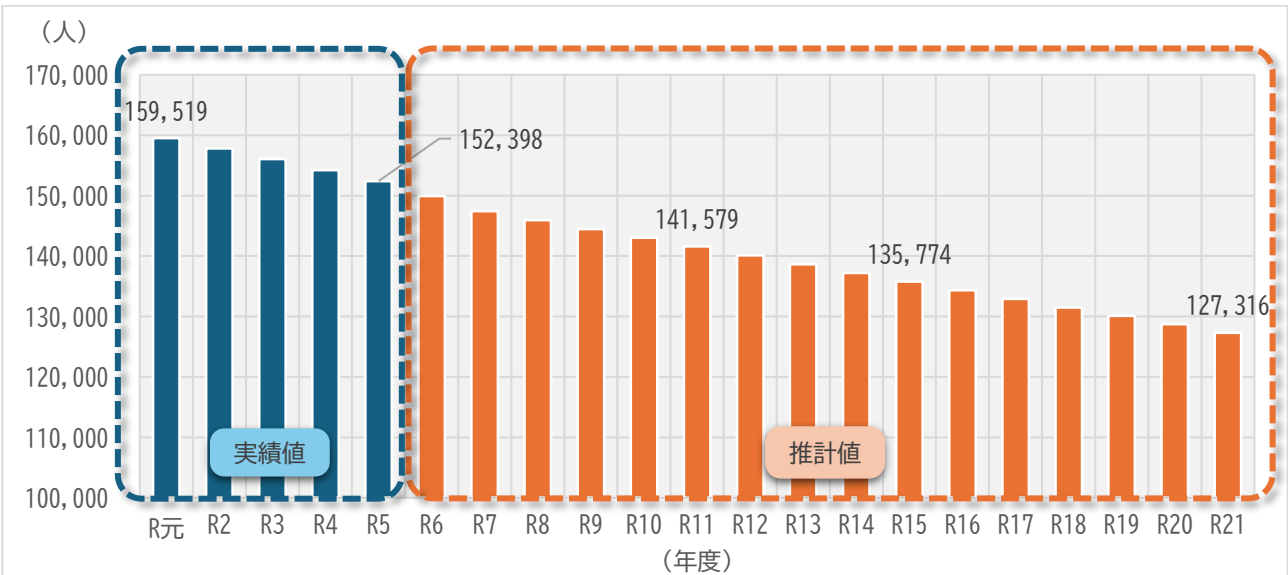


図4-1-1 将来人口の推移（圏域全体）

表4-1-1 将来人口の推移

単位：人

市町村名	実績値	推計値				出典
	令和5年	令和6年	令和11年	令和16年	令和21年	
飯田市	96,398	95,154	90,497	86,321	82,162	出典1
松川町	12,693	12,311	11,427	10,792	10,148	出典1
高森町	12,774	12,560	11,984	11,532	11,112	出典1
阿南町	4,094	4,016	3,429	2,797	2,281	出典2
阿智村	6,026	5,818	5,263	4,836	4,434	出典1
平谷村	375	371	351	330	310	出典3
下條村	3,499	3,398	3,122	2,911	2,708	出典1
売木村	481	479	472	464	457	出典4
天龍村	1,097	1,072	945	840	755	出典5
泰阜村	1,488	1,418	1,276	1,184	1,092	出典1
喬木村	6,005	5,935	5,553	5,171	4,802	出典6
豊丘村	6,575	6,506	6,431	6,392	6,324	出典7
大鹿村	893	893	829	770	731	出典8
圏域合計	152,398	149,931	141,579	134,340	127,316	—

出典1：「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（令和5年12月 国立社会保障・人口問題研究所）

出典2：「阿南町一般廃棄物処理基本計画」

出典3：「平谷村人口ビジョン」（令和2年3月 平谷村）

出典4：「売木村まち・ひと・しごと創生総合戦略【第2期】（改訂版）」（令和3年9月 売木村）

出典5：「第2期天龍村まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョン」（令和3年3月 天龍村）

出典6：「村人口推計（独自推計）」（喬木村）

出典7：「第2期豊丘村総合戦略未来とよおか創生プラン豊丘村人口ビジョン」（令和3年12月 豊丘村）

出典8：「大鹿村第五次総合振興計画」（令和4年3月 大鹿村）

2 現状推移による予測

過去5年間（令和元年度～令和5年度）のごみ排出量と人口の実績から、1人1日あたりごみ排出量（原単位）を算出し、そのトレンドと将来人口を基に品目別のごみ排出量を予測した。

なお、飯田市については、「飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の推計値を採用した。

3 ごみ排出量・処理量の見込み（現状推移）

（1）ごみ排出量

圏域全体のごみ総排出量の推移を図4-1-2に、種類ごとのごみ排出量の推移を表4-1-2に示す。

令和5年度における圏域全体のごみ排出量は35,879t/年であった。現状推移※を前提とした場合、人口減少に伴い、ごみ排出量は令和11年度に32,820t/年、令和16年度には30,930t/年、令和21年度には29,397t/年まで減少する計算となる。

※過去の傾向に基づき、現行の取組が継続すると仮定し、将来の見通しを立てたもの。

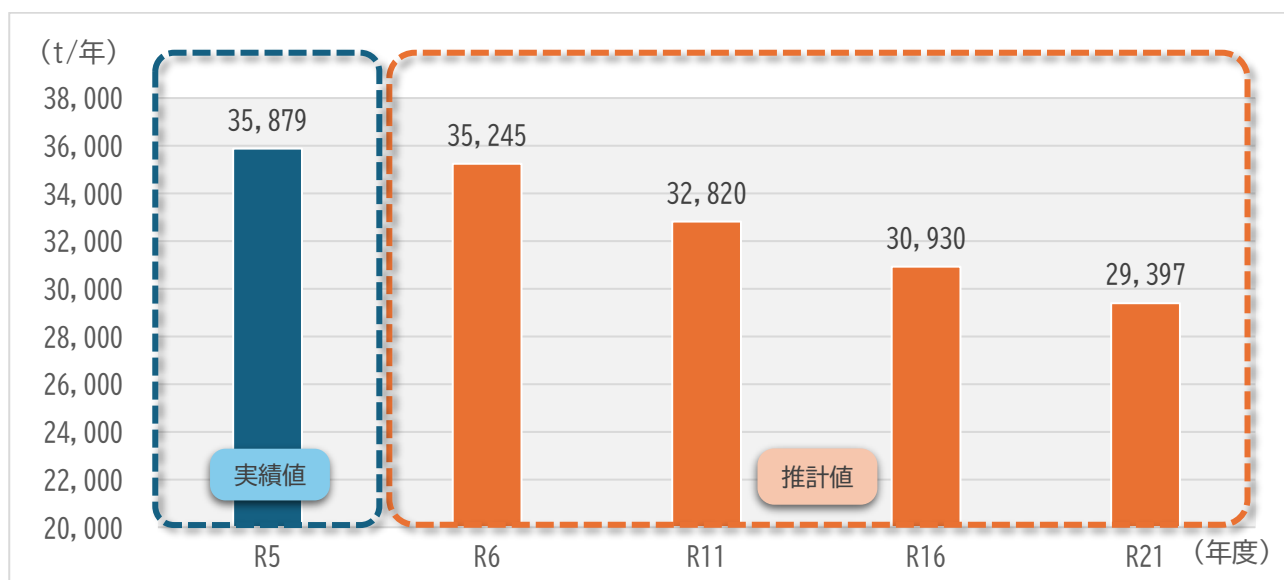


図4-1-2 圏域全体のごみ総排出量の推移（現状推移）

表 4-1-2 圏域全体のごみ排出量の推移（現状推移）

項目		単位	実績値	推計値				
			令和 5年度	令和 6年度	令和 11年度	令和 16年度	令和 21年度	
人口		人	152,398	149,853	141,579	134,340	127,316	
ごみ排出量	総排出量	t/年	35,879	35,245	32,820	30,930	29,397	
	生活系ごみ	t/年	28,062	27,512	25,366	23,735	22,447	
	収集	t/年	25,455	24,914	22,853	21,365	20,230	
	可燃ごみ	t/年	18,466	18,028	16,456	15,073	13,829	
	不燃ごみ	t/年	930	918	840	769	705	
	資源ごみ	t/年	5,990	5,890	5,490	5,457	5,633	
	その他ごみ	t/年	12	20	16	16	14	
	粗大ごみ	t/年	57	58	51	50	49	
	直接搬入	t/年	2,607	2,598	2,514	2,370	2,217	
	可燃ごみ	t/年	2,379	2,365	2,313	2,197	2,067	
	不燃ごみ	t/年	216	220	188	162	140	
	資源ごみ	t/年	2	4	4	4	4	
	その他ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
	粗大ごみ	t/年	10	9	8	7	6	
	事業系ごみ	t/年	7,235	7,185	6,993	6,800	6,608	
	収集	t/年	19	21	21	20	20	
	可燃ごみ	t/年	14	14	14	13	13	
	不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
	資源ごみ	t/年	5	7	7	7	7	
	その他ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
	直接搬入	t/年	7,216	7,164	6,972	6,780	6,588	
	可燃ごみ	t/年	7,216	7,164	6,972	6,780	6,588	
	不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
	資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
	その他ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0	
	集団回収	t/年	582	548	461	395	342	
	自家処理量	t/年	333	324	305	295	285	
1人1日あたりごみ排出量	総排出量	g/人・日	643.3	644.4	635.1	630.8	630.9	
	生活系ごみ	g/人・日	503.1	503.0	490.9	484.1	481.7	
	収集	g/人・日	456.4	455.5	442.2	435.7	434.1	
	可燃ごみ	g/人・日	331.1	329.6	318.4	307.4	296.8	
	不燃ごみ	g/人・日	16.7	16.8	16.3	15.7	15.1	
	資源ごみ	g/人・日	107.4	107.7	106.2	111.3	120.9	
	その他ごみ	g/人・日	0.2	0.4	0.3	0.3	0.3	
	粗大ごみ	g/人・日	1.0	1.1	1.0	1.0	1.1	
	直接搬入	g/人・日	46.7	47.5	48.6	48.3	47.6	
	可燃ごみ	g/人・日	42.7	43.2	44.8	44.8	44.3	
	不燃ごみ	g/人・日	3.9	4.0	3.6	3.3	3.0	
	資源ごみ	g/人・日	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	
	その他ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	粗大ごみ	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	
	事業系ごみ	g/人・日	129.7	131.4	135.3	138.7	141.8	
	収集	g/人・日	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	
	可燃ごみ	g/人・日	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	
	不燃ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資源ごみ	g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	
	その他ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	粗大ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	直接搬入	g/人・日	129.4	131.0	134.9	138.3	141.4	
	可燃ごみ	g/人・日	129.4	131.0	134.9	138.3	141.4	
	不燃ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資源ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	その他ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	粗大ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	集団回収	g/人・日	10.4	10.0	8.9	8.1	7.3	
	自家処理量	g/人・日	6.0	5.9	5.9	6.0	6.1	

(2) ごみ処理量

圏域全体のごみ処理量の推移を表 4-1-3 に示す。

人口減少に伴い可燃ごみが減少するため、稲葉クリーンセンターの処理量（焼却量）も減少が見込まれる。表 4-1-3 には記載されていないが、現状推移を前提とした場合、8 年後の令和 14 年度には 24,732t/年と見込まれ、処理上限である 24,998t/年を下回る見通しである。また、令和 21 年度には、令和 5 年度と比較して 5,581t 少ない 22,497t/年となる見込みである。

表 4-1-3 圏域全体のごみ処理量の推移（現状推移）

単位：t/年

処理区分	実績値	推計値			
	令和 5年度	令和 6年度	令和 11年度	令和 16年度	令和 21年度
中間処理量	30,163	29,695	28,122	26,780	25,652
焼却施設（稲葉クリーンセンター）	28,078	27,571	25,755	24,063	22,497
粗大ごみ処理施設	49	55	50	49	48
その他の資源化等を行う施設	1,968	1,998	2,256	2,609	3,053
ごみ堆肥化施設	50	48	43	41	38
ごみ飼料化施設	0	0	0	0	0
メタン化施設	0	0	0	0	0
ごみ燃料化施設	0	0	0	0	0
その他施設	18	23	18	18	16
焼却以外の中間処理量小計	2,085	2,124	2,367	2,717	3,155
中間処理による減量化量	25,733	25,277	23,701	22,264	20,960
資源化量	8,106	7,939	7,246	6,927	6,824
直接資源化量	3,984	3,859	3,208	2,823	2,559
処理後再生利用量	3,540	3,532	3,577	3,709	3,923
集団回収量	582	548	461	395	342
資源化率（%）	22.6	22.5	22.1	22.4	23.2
最終処分量	2,043	2,028	1,874	1,739	1,614
直接最終処分量	1,153	1,142	1,030	932	845
焼却残渣量	866	853	817	780	744
不燃残渣量	24	33	27	27	25
最終処分率（%）	5.7	5.8	5.7	5.6	5.5
計画収集量+直接搬入量	35,297	34,697	32,359	30,535	29,055
総排出量	35,879	35,245	32,820	30,930	29,397
自家処理量	333	324	305	295	285

4 ごみ処理の基本方針

本計画では、課題として挙げた「可燃ごみ排出量の削減と稲葉クリーンセンターの負荷軽減」「ごみ質の高カロリー化への対応」「製品プラスチックの分別収集と適切な資源化」に対応するため、以下の2つの基本方針を設定した。

【基本方針】

基本方針1 ごみ排出削減と施設負荷の軽減

内容：ごみの発生抑制を第一に、住民や事業者への啓発活動を強化し、リデュース・リユースの推進を図る。また、分別ルール徹底を促進し、稲葉クリーンセンターへの負荷軽減を実現する。

基本方針2 資源循環のさらなる推進

内容：製品プラスチックや他の資源ごみの分別収集をさらに拡大し、リサイクル資源の適切な活用を促進する。これにより、可燃ごみの減量化と資源の有効活用を同時に実現する。

5 数値目標の設定

(1) 数値目標

稲葉クリーンセンターでは、処理上限を超える可燃ごみの搬入が続いている。施設の機能維持や災害ごみの処理といった観点から、早急な改善が求められている。この課題に対応するため、稲葉クリーンセンターにおける焼却処理量を目標設定の指標とし、処理上限から災害廃棄物処理量※を差し引いた 23,878t/年を当面の数値目標とする。ごみの減量が構成市町村の目標どおりに進んだ場合（目標達成ケース）、令和 10 年度には焼却処理量が 23,333t/年となり、この数値目標を下回ることから、達成年度は令和 10 年度とする。さらに、計画の最終年度である令和 21 年度には 20,276t/年※²まで焼却処理量を削減することを目指す。

※1 災害時の対応余力 4t/日（設計値）を基に算出した量（1,120t/年）。

※2 令和 21 年度の数値目標は、令和 10 年度の数値目標（23,878t/年）と現状推移（26,099t/年）との差（2,221t/年）を令和 21 年度の現状推移（22,497t/年）から差し引いて算出した値。

【数値目標】

稲葉クリーンセンターにおける焼却処理量：

基準年度	28,078t/年（令和 5 年度）
処理上限 - 災害廃棄物処理可能量を確保できる年度	23,878t/年（令和 10 年度）
目標年度	20,276t/年（令和 21 年度）

(2) 目標達成時のごみ排出量の設定方法

構成市町村ごとの目標達成時のごみ排出量は、以下の方針で設定した。

① 構成市町村のごみ処理基本計画の参照

ごみ処理基本計画を策定している構成市町村では、当該計画の推計値や目標値を採用した。ただし、計画に品目や内訳（収集と直接搬入の別）の詳細がない場合、過去の実績や現状推移の結果をもとに按分して補完した。また、阿智村、平谷村及び泰阜村については、計画策定から時間が経過しており、収集品目が現状と異なる等の理由から、②の方法により推計した。

② ごみ処理基本計画未策定の市町村の扱い

計画が未策定の場合、現状推移ベースの予測を基に、表 4-1-4 の品目別に目標達成時の排出量を推計した。なお、それ以外の品目については、現状推移と同じとした。

表 4-1-4 目標達成時における排出量の設定（計画未策定の市町村）

品目	設定内容
生活系可燃ごみ(収集)	前年度比 2%削減とし、さらに製品プラの排出量を差し引く
生活系可燃ごみ(直接搬入)	前年度比 2%削減
生活系資源ごみ(製品プラ)	飯田市の可燃ごみと製品プラの割合（令和 5 年度：1.1%）をもとに排出量を算出。製品プラ未回収の平谷村、天龍村、大鹿村については、令和 7 年度から回収開始と仮定

③ 計画期間外の推計

構成市町村の計画の計画期間が令和 21 年度より短い場合、計画期間中の増減率を加味して以降の推計値を設定した。

④ 飯田市の設定

飯田市のごみ処理基本計画では、原単位（1 人 1 日あたりごみ排出量）を先に設定し、将来人口から排出量を推計している。同計画は意欲的な目標値を掲げているため、目標年度以降は増減率を一定とした。また、目標達成時の排出量が明記されていないため、市民 1 人あたりのごみ排出量やリサイクル率を基準に表 4-1-5 の数値を設定した。

表 4-1-5 目標達成時における現状推移の予測に対する原単位の増減率（飯田市）

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度 目標年度	令和 11 年度 以降
生活系可燃ごみ(収集)	1.0000	0.9500	0.9000	0.8500	0.8000	0.8000
生活系可燃ごみ(直接搬入)	1.0000	0.9750	0.9500	0.9250	0.9000	0.9200
生活系不燃ごみ(収集)	1.0000	0.9875	0.9750	0.9625	0.9500	0.9500
生活系不燃ごみ(直接搬入)	1.0000	0.9950	0.9900	0.9850	0.9800	0.9800
生活系資源ごみ	—	—	—	—	—	—
紙類	1.0000	1.0750	1.1500	1.2250	1.3000	1.3000
容器包装プラ	1.0000	1.1500	1.3000	1.4500	1.6000	1.6000
製品プラ	1.0000	1.2500	1.5000	1.7500	2.0000	2.0000

注) 目標達成時の原単位は、表にある品目の現状推移の原単位に、増減率を掛けて目標達成時の原単位とした。

6 ごみ排出量・処理量の見込み（目標達成）

(1) ごみ排出量

圏域全体のごみ総排出量の推移を図 4-1-3 に、ごみ排出量の推移を表 4-1-6 に示す。

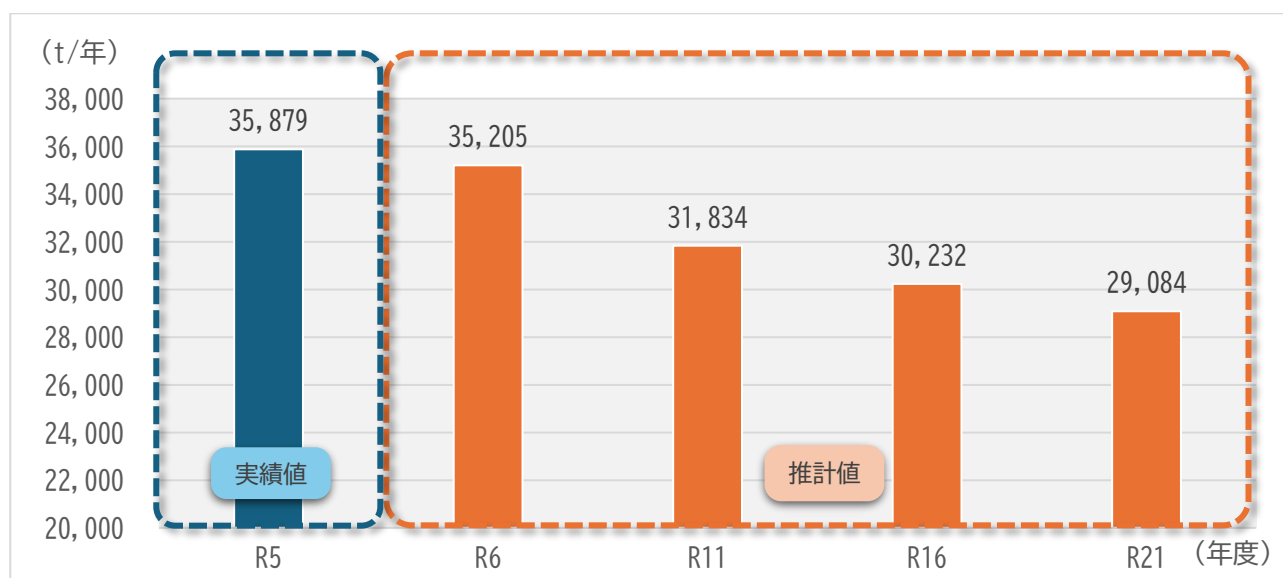


図 4-1-3 圏域全体のごみ総排出量の推移（目標達成ケース）

表 4-1-6 圏域全体のごみ排出量の推移（目標達成ケース）

項目	単位	実績値	推計値				
		令和 5年度	令和 6年度	令和 11年度	令和 16年度	令和 21年度	
人口	人	152,398	149,853	141,579	134,340	127,316	
ごみ排出量	総排出量	t/年	35,879	35,205	31,834	30,232	29,084
	生活系ごみ	t/年	28,062	27,469	24,365	23,017	22,110
	収集	t/年	25,455	24,909	22,082	20,894	20,151
	可燃ごみ	t/年	18,466	17,835	13,916	12,561	11,362
	不燃ごみ	t/年	930	925	824	762	710
	資源ごみ	t/年	5,990	6,069	7,270	7,501	8,009
	その他ごみ	t/年	12	21	19	18	18
	粗大ごみ	t/年	57	59	53	52	52
	直接搬入	t/年	2,607	2,560	2,283	2,123	1,959
	可燃ごみ	t/年	2,379	2,332	2,091	1,955	1,812
	不燃ごみ	t/年	216	215	180	157	137
	資源ごみ	t/年	2	4	4	4	4
	その他ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	10	9	8	7	6
	事業系ごみ	t/年	7,235	7,185	6,993	6,800	6,608
	収集	t/年	19	21	21	20	20
	可燃ごみ	t/年	14	14	14	13	13
	不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	5	7	7	7	7
	その他ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	直接搬入	t/年	7,216	7,164	6,972	6,780	6,588
	可燃ごみ	t/年	7,216	7,164	6,972	6,780	6,588
	不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	その他ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	集団回収	t/年	582	551	476	415	367
	自家処理量	t/年	333	324	305	295	285
1人1日あたりごみ排出量	総排出量	g/人・日	643.3	643.6	616.0	616.5	624.2
	生活系ごみ	g/人・日	503.1	502.2	471.5	469.4	474.5
	収集	g/人・日	456.4	455.4	427.3	426.1	432.4
	可燃ごみ	g/人・日	331.1	326.1	269.3	256.2	243.8
	不燃ごみ	g/人・日	16.7	16.9	15.9	15.5	15.2
	資源ごみ	g/人・日	107.4	111.0	140.7	153.0	171.9
	その他ごみ	g/人・日	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4
	粗大ごみ	g/人・日	1.0	1.1	1.0	1.1	1.1
	直接搬入	g/人・日	46.7	46.8	44.2	43.3	42.0
	可燃ごみ	g/人・日	42.7	42.6	40.5	39.9	38.9
	不燃ごみ	g/人・日	3.9	3.9	3.5	3.2	2.9
	資源ごみ	g/人・日	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
	その他ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	粗大ごみ	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
	事業系ごみ	g/人・日	129.7	131.4	135.3	138.7	141.8
	収集	g/人・日	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
	可燃ごみ	g/人・日	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	不燃ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資源ごみ	g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
	その他ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	粗大ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	直接搬入	g/人・日	129.4	131.0	134.9	138.3	141.4
	可燃ごみ	g/人・日	129.4	131.0	134.9	138.3	141.4
	不燃ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資源ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	粗大ごみ	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	集団回収	g/人・日	10.4	10.1	9.2	8.5	7.9
	自家処理量	g/人・日	6.0	5.9	5.9	6.0	6.1

(2) ごみ処理量

圏域全体のごみ処理量の推移を表 4-1-7 に示す。

表 4-1-7 圏域全体のごみ処理量の推移（目標達成ケース）

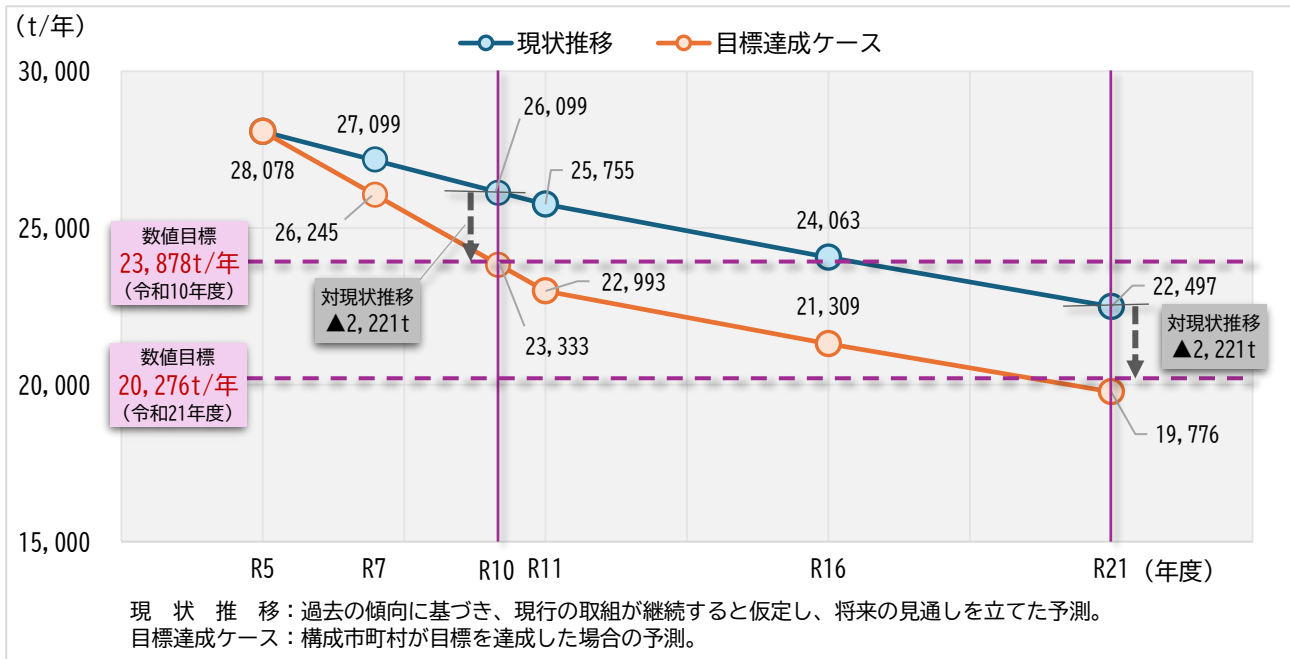
単位：t/年

処理区分	実績値	推計値			
	令和 5年度	令和 6年度	令和 11年度	令和 16年度	令和 21年度
中間処理量	30,163	29,576	26,618	25,597	24,883
焼却施設（稲葉クリーンセンター）	28,078	27,345	22,993	21,309	19,776
粗大ごみ処理施設	49	54	49	47	46
その他の資源化等を行う施設	1,968	2,103	3,507	4,175	4,996
ごみ堆肥化施設	50	48	45	42	40
ごみ飼料化施設	0	0	0	0	0
メタン化施設	0	0	0	0	0
ごみ燃料化施設	0	0	0	0	0
その他施設	18	26	24	24	25
焼却以外の中間処理量小計	2,085	2,231	3,625	4,288	5,107
中間処理による減量化量	25,733	25,070	21,468	20,104	18,914
資源化量	8,106	8,128	8,561	8,470	8,644
直接資源化量	3,984	3,933	3,735	3,300	2,990
処理後再生利用量	3,540	3,644	4,350	4,755	5,287
集団回収量	582	551	476	415	367
資源化率（%）	22.6	23.1	26.9	28.0	29.7
最終処分量	2,043	2,006	1,806	1,658	1,529
直接最終処分量	1,153	1,144	1,006	920	847
焼却残渣量	866	826	767	705	648
不燃残渣量	24	36	33	33	34
最終処分率（%）	5.7	5.7	5.7	5.5	5.3
計画収集量+直接搬入量	35,297	34,654	31,358	29,817	28,718
総排出量	35,879	35,205	31,834	30,232	29,084
自家処理量	333	324	305	295	285

7 現状推移と目標達成ケースとの比較

稲葉クリーンセンターの焼却処理量の推移を図 4-1-4 に示す。

稲葉クリーンセンターの令和 5 年度における焼却処理量は 28,078t/年である。一方、構成市町村の目標どおりごみ減量が進めば、令和 21 年度には 19,776t/年まで削減できることになる。今後、構成市町村と連携し、ごみ削減に向けた施策を着実に進めることで、稲葉クリーンセンターの目標達成を目指す。



注) 本計画開始年度は、令和 7 年度。

図 4-1-4 稲葉クリーンセンター焼却処理量の推移

第2節 ごみの発生・排出抑制施策の展開

ごみの発生・排出抑制を進めるためには、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働で行動することが重要である。行政は、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を推進し、これによりごみの発生抑制を図るとともに、住民や事業者に対し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促し、情報提供や支援を行う。また、自らも率先してごみの分別や資源化を推進し、持続可能な循環型社会の実現に向けて行動する。

構成市町村の主なごみの発生・抑制施策を表4-2-1に示す。

【住民の主な役割】

- ・ 日常生活で、すぐにごみになるようなものの購入は控える
- ・ 食品ロスを防ぐため、計画的な買い物や適切な保存方法を実践する
- ・ 生ごみは水切りを行い、可能な場合は堆肥化等の自家処理に取り組む
- ・ ごみの分別を徹底し、地域の分別区分に従い排出する
- ・ リサイクル製品を積極的に利用する
- ・ 地域の資源回収活動に積極的に協力する

【事業者の主な役割】

- ・ 梱包資材の使用を最小限に抑え、過剰包装を避ける努力をする
- ・ 食品ロスの削減に努め、製造や販売の段階で無駄を出さないよう工夫する
- ・ 使い捨て容器の使用をできるだけ控え、再利用可能な容器の利用を推進する
- ・ リサイクル製品の利用を促進し、自らも積極的にリサイクル製品を利用する

【行政の主な役割】

- ・ ごみ処理手数料の有料化、生ごみ処理機の購入や資源回収活動に対する補助金の交付など、制度面での施策によりごみの発生・排出抑制を誘導する
- ・ 住民、事業者に対して、ごみの発生・排出抑制に関する情報提供を行い、3R活動を支援する

表 4-2-1 主なごみの発生・排出抑制施策

施策	住民	事業者	行政
レジ袋削減、 過剰包装・使 い捨て容器等 の抑制	・マイバッグの持参 ・簡易包装の選択 ・詰替え容器の利用	・簡易包装の推進 ・梱包資材の使用抑制 ・マイバッグ運動の推進 ・リターナブル容器利用・販 売の促進	・マイバッグ運動の推進 ・各種団体、店舗等への要請 及び支援 ・リターナブル容器の利用 促進 PR
再使用、再利用 の推進	・再生品の使用 ・フリーマーケットやリサ イクルショップの利用 ・リターナブル容器の回収 の協力	・再生品の使用 ・包装資材等への再生品使 用 ・原材料における再生品の 使用 ・リサイクルが容易な商品 の開発・販売	・市民や事業者への再生品 使用等に関する啓発 ・公共施設等での再生品の 使用 ・フリーマーケット等の実 施支援 ・リサイクル商品の利用促 進 PR
食品ロスの削 減、生ごみの 排出抑制	・食材の計画的な購入と適 切な保管 ・調理時の工夫 ・生ごみの水切り ・生ごみ処理機器等の活用 ・堆肥の活用	・製造や販売の各段階での 食品ロスを発生させない 工夫 ・「30・10 運動」への協力 ・食品リサイクル法に基づ く資源化の推進 ・生ごみの水切り	・買い物や調理時の工夫な ど食品ロス削減の PR ・フードバンク活動の紹介 または活動への協力・支援 ・生ごみ処理機器等の購入 に対する補助金交付 ・フードリサイクル事業の 実施
資源分別回収 及び分別収集 の推進	・資源回収活動への積極的 な参加 ・食品容器等の店頭回収の 利用	・資源化ルートの開拓 ・容器包装の自主回収（食品 容器店頭回収等）	・集団回収活動に対する補 助金交付 ・ごみの分別方法（資源回収 方法）の PR ・製品プラスチックの分別 収集 ・SNS 等による収集日の告知
その他	・施設見学への参加	・施設見学への協力	・施設見学の企画・実施 ・ごみ処理等に関する情報 の提供

第3節 分別収集するごみの種類及び分別の区分

令和5年度に飯田市が製品プラスチックの収集を開始し、令和6年4月1日現在、10市町村が製品プラスチックの回収を行っている。他の自治体でも製品プラスチックの回収に向けて、回収方法や回収開始時期などの検討が進められている。

また、喬木村では、令和7年度からリチウムイオン電池・リチウムイオン電池使用製品の回収を開始予定である。

第4節 ごみの適正処理に関する基本的事項

1 収集・運搬計画

現在、稲葉クリーンセンターに搬入されている可燃ごみの収集・運搬は、構成市町村がそれぞれ民間業者への委託や組合への移譲により実施しており、当面は現在の収集・運搬体制を維持する。

可燃ごみ以外のごみについては構成市町村がそれぞれ民間業者への委託や組合への移譲または直営によって収集・運搬を実施しており、当面は現在の収集・運搬体制を維持する。

2 中間処理計画

圏域内に設置されている公共の中間処理施設は、稲葉クリーンセンター（本連合管理）のみであり、平成29年12月より本格稼働している。当面は適切な運転管理と定期点検整備のもと、当施設での可燃ごみの処理を継続していく。

3 最終処分計画

現在、圏域内に設置されている最終処分場は、飯田市、松川町、高森町、阿南町、下條村、売木村、泰阜村、喬木村、豊丘村及び大鹿村に10施設があり、これらの適切な運営管理により不燃ごみ等の埋立処分を適正に実施している。埋立処分に際しては、浸出水の漏出など周辺環境に汚染を生じさせないよう、継続して管理を行う。

現在、最終処分を民間業者に委託している自治体では、当面、現行体制を継続せざるを得ない状況である。また、保有している最終処分場の残余容量が少ない自治体がある。いずれの場合も、ごみ発生・排出抑制や再資源化などを通じて、最終処分場をできる限り延命化するとともに、今後の対応を検討していく必要がある。

第5節 その他の施策

1 広報啓発活動

構成市町村の主な広報啓発活動を表 4-5-1～表 4-5-3 に示す。

表 4-5-1 広報啓発活動の概要（1）

市町村名	内 容
飯田市	○ 各地区まちづくり委員会、資源物回収団体、消費者団体、女性団体等と協力し、ごみの減量と適正処理を推進する ○ ごみの適正処理啓発市民ボランティアとの協働により、ごみ減量、適正処理等の取組み方法等を研究する ○ 公共区域の清掃活動を行う個人または各種団体へボランティア袋を交付し、奉仕活動の支援を行う ○ 地域の環境美化活動の参考とするため、ごみ処理施設をはじめとする環境衛生関連施設の見学や研修を行う ○ 廃棄物の適正な処理について知識を有する市民で市長が委嘱した者を環境アドバイザーとして登録し、ごみ分別学習会等の講師として派遣する ○ 学年レベルに応じたごみ処理に関する普及教育のため、小学生向けに副読本を配布する ○ ポスターや環境標語を募集し、優秀な作品を表彰、展示及び活用することで、適正な廃棄物処理に対する意識の高揚を図る ○ 小中学校の PTA 等による古紙等の資源物の回収を推進し、給食で発生する調理くずや食べ残しなどの生ごみの堆肥化を推進する ○ 小中学校における環境マネジメントシステムの取組みにより、義務教育過程においてごみの減量や分別などの推進を図る
松川町	○ 広報・ケーブルテレビ・ホームページを活用した、廃棄物削減の普及啓発 ○ 環境大使を活用した、環境イベントの開催や情報発信 ○ 町民参加のごみ処理施設見学会（エコバスツアー）開催 ○ 小学校、中学校での環境学習へ、情報提供 ○ 「ごみ分別収集カレンダー」等による、分別方法、収集日の周知 ○ ごみ分別に関する説明会実施
高森町	○ 普及啓発活動や環境教育の推進 ○ 「ごみ収集カレンダー」「分別の手引き」配布 ○ 広報・有線テレビ・ホームページの活用 ○ 町民へのきめ細かなごみ処理に関する説明会実施 ○ ごみ処理施設の見学 ○ 学校教育との連携

表 4-5-2 広報啓発活動の概要（2）

市町村名	内 容
阿南町	○ 広報誌、有線放送、CATV 等による啓発をはじめ、立て看板、地区回覧文書等を活用しての周知を行う ○ 奉仕活動団体、学校教育との連携により、ごみ処理施設の見学を実施し、排出抑制、分別収集の意識を高める ○ 小中学校の PTA、地区役員を中心とした古紙等の資源物の回収を推進する ○ レジ袋の削減、マイバック運動を推進する。 ○ 生ごみ処理機購入補助により、自家処理の拡大と再資源化を図る
阿智村	○ 資源ごみ、不燃ごみ、可燃ごみの分別の適正化を啓発し、資源ごみのリサイクルの推進を行う。 ○ 不適切な分別に対する直接指導を行う ○ 資源循環型社会の継続的啓発 ○ 住民の意識レベルの向上 ○ 関連する法律の周知 ○ ごみ分別アプリによる分別方法確認ツールの提供
平谷村	○ 広報誌等による、ごみ問題・ごみ減量意識の普及啓発に係る記事の掲載及び広報 ○ 小学校での資源ごみ回収活動の支援 ○ ごみと容器包装廃棄物の区分の徹底 ○ 地域での集団回収定着・推進のための援助 ○ 学校教育におけるごみ排出抑制・分別排出・再生利用等に関する啓発
下條村	○ 村民に対する広報、啓発活動（広報誌・音声告知放送・パンフレット・ホームページ） ○ 学校教育との連携（小学校：最終処分場見学、中学校：古紙資源回収） ○ レジ袋削減・マイバッグ運動の推進 ○ 生ごみ処理機補助金の周知
売木村	○ 広報誌や CATV、ホームページ等でごみ減量化やリサイクルの周知啓発 ○ ごみ分別ガイドブックを作成し適正な分別方法を周知 ○ ごみチェックの結果を周知 ○ 生ごみ処理機補助金の周知
天龍村	○ リーフレット、広報誌を利用し、きめ細かなリサイクル推進情報を住民へ提供する ○ 「分別の仕方」を収集カレンダー配布時（年 4 回）裏面に記載し、正しいごみの分別の定期的な周知・徹底を行う ○ 天龍ピカピカ大作戦の実施による地域での環境美化に関する意識向上 ○ 学校教育等でごみ分別やリサイクルについて説明し、若い時期からごみについての関心を持てるよう教育する

表 4-5-3 広報啓発活動の概要（3）

市町村名	内 容
泰阜村	○ 住民及び事業者への説明会の開催等により、意識の啓発を図り、減量化及び再資源化を推進するものとする ○ 広報紙及び広報無線を活用すると共に学校教育の中でごみや環境問題についての啓発 ○ 生ごみ処理機購入補助
喬木村	○ ごみリサイクルカレンダーの配布 ○ 村情報誌、くりんネット等による啓発活動 ○ 小・中 PTA による資源回収への補助
豊丘村	○ 村の広報誌、ホームページ、CATV 等により、分別と適正化とごみの減量化を啓発 ○ 「ごみ分別ガイドブック」と「ごみカレンダー」の配布「ごみ分別アプリ」の配信による分別方法と収集日の周知 ○ ごみ分別概要版の多言語化による周知 ○ 生ごみ処理機購入補助 ○ 小中学校における環境学習の実施
大鹿村	○ 広報誌、CATV、同報無線等を活用し、ごみの減量化・リサイクルと分別方法について広報 ○ 中学生によるアルミ缶、スチール缶等の回収支援 ○ ごみ処理施設、リサイクル工場の見学による研修 ○ 生ごみ処理機購入補助の推進

2 不法投棄対策

不法投棄対策については、構成市町村がパトロール員を配置するなど、様々な活動を通じて不法投棄の防止に努めている。地道な活動をねばり強く継続するとともに、市町村間や関係機関との連携をさらに強化し、情報共有等を通じた効果的な不法投棄防止策の構築を目指す。

構成市町村における主な不法投棄対策を表 4-5-4 及び表 4-5-5 に示す。

表 4-5-4 不法投棄対策の概要（１）

市町村名	内 容
飯田市	○ 意図的、計画的に行われたと考えられる不法投棄について、警察をはじめ、県等の行政機関と連携し、現行法令により厳正に対処する ○ 家電 4 品目などの処理方法のさらなる周知を図る ○ 地区ごとに 1 名の不法投棄パトロール員を委嘱し、不法投棄防止のためのパトロールを月に 2 回実施する ○ 市職員による夜間パトロールを実施する
松川町	○ 環境調査員と連携した、不法投棄の監視と、速やかな対応 ○ 看板、柵、監視カメラ等による抑止の他、捨てられない環境づくりを地域と検討し対策 ○ 町内小売店と連携した、不法投棄対策を検討
高森町	○ 不法投棄監視員の充実 ○ 不法投棄パトロールの実施 ○ 郵便局員による不法投棄発見通報契約の締結 ○ 監視カメラの活用
阿南町	○ 監視及び啓発の充実を図る ○ 不法投棄防止看板等の設置を行う ○ 不法投棄監視員の活動を支援する ○ 警察との連携により、不法投棄者の特定を行う
阿智村	○ 不法投棄監視員の活動の充実を進める ○ 学習面から住民モラルの啓発を進める ○ 自治会・企業・各種団体が実施する不法投棄美化運動を支援する ○ 警察と連携して、不法投棄者の特定を行う
下條村	○ 監視及び啓発の実施 ○ 不法投棄監視員の配置 ○ 不法投棄防止看板等の設置
売木村	○ 河川の環境美化や沿道の除草を通じて、ごみの不法投棄防止に努める ○ 各地区に衛生委員を設置し、ごみ集積所を中心に監視を行う ○ 職員による不法投棄パトロールの実施 ○ 不法投棄防止看板やダミーカメラの設置
天龍村	○ 不法投棄パトロールの強化 ○ 不法投棄監視体制の整備 ○ 「天龍ピカピカ大作戦」の看板設置による不法投棄防止の普及啓発

表 4-5-5 不法投棄対策の概要（2）

市町村名	内 容
泰阜村	○ 不法投棄防止策の研究及び実施 ○ 監視及び啓発の実施 ○ 警察署、県と連携し、不法投棄を行った者に対し厳格に対処する ○ 不法投棄防止対策設備の設置 ○ 各地区長、環境部長を不法投棄監視連絡員に委嘱 ○ 監視カメラの活用
喬木村	○ 不法投棄パトロールの実施 ○ 不法投棄防止看板・不法投棄防止ネットの設置 ○ 監視カメラの活用
豊丘村	○ 不法投棄監視体制の充実 ○ 不法投棄パトロールの強化
大鹿村	○ 不法投棄監視体制の充実 ○ 不法投棄パトロールの強化

3 災害廃棄物対策

災害時には大量の廃棄物が発生し、その処理が滞れば、復旧・復興が大幅に遅延する恐れがある。このような事態を避けるためには、平時から自然災害に備えるとともに、災害発生時における廃棄物の適正かつ円滑な処理を行うための応急対策や復旧・復興対策の基本的方針を策定する必要がある。

本連合では、災害廃棄物の適正処理を確実に行うための指針として、令和7年3月に「南信州広域連合災害廃棄物処理計画」を策定した。本計画は、稲葉クリーンセンター（可燃ごみ処理）や飯田竜水園（生活排水処理）などの広域処理施設を有する本連合としての災害対応力を強化し、災害時における廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うための基本的な指針を示すものである。

今後、本計画に基づき、構成市町村や関係機関との情報共有や訓練を重ねることで、災害廃棄物処理に関する対応能力をさらに向上させ、地域全体での復旧・復興を迅速に進めることを目指す。